

# 長 沖 古 墳 群 VII

—久保地区B地点の調査—

2007

本庄市遺跡調査会



<sup>なが</sup> <sup>おき</sup> <sup>こ</sup> <sup>ふん</sup> <sup>ぐん</sup>  
**長 沖 古 墳 群 VII**

—久保地区B地点の調査—

2007

本庄市遺跡調査会



# 序

本庄市は、昨年1月10日に旧本庄市と旧児玉町が合併し、新しい本庄市として生まれ変わりました。この合併に伴って旧児玉町遺跡調査会の事業は、本庄市遺跡調査会によって引き継がれることとなりました。

ここに報告する長沖古墳群は、埼玉県内屈指の古墳群であり、埼玉県の重要遺跡にも選定されております。この古墳群は明治期の半ばから既にその存在が注目され、大正末から昭和初期には『武蔵国児玉郡誌』の編纂に伴って現地の調査が実施されたことが知られております。

このように長沖古墳群は今日の本庄市を代表する埋蔵文化財であります。しかし、かつては桑原の中に古墳がそこかしこに点在していた景観も、児玉市街に隣接しているところから、戦後、数多くの古墳が削平され、近年は都市計画道路環状一号線が開通し次々と住宅化が進行するなど、古くから残されてきた古墳群の景観は刻々と姿を変えております。

今回の報告にかかる久保地区B地点もまた、この重要な長沖古墳群の一角を構成するものですが、今回、やむを得ず現状変更されることになった区域につきましては、ここに記録として保存し、永く後世に伝えることになりました。この土地に残された埋蔵文化財をはじめとする歴史の営みの数々は、将来の私たちの住みよい文化的な環境を形づくるためのひとつの指針であり、これらを守り、伝えて行くことはもとより、地域の理解のために生かしていくことが、これからの文化財行政の課題ではないかと考えております。

ここに、この発掘調査報告書が刊行できましたことは、株式会社双葉建設をはじめとする関係各位ならびに関係諸機関の皆様のご協力の賜と深く感謝いたします。このささやかな調査報告書は、埋蔵文化財の保護・活用にとっての第一歩であるに過ぎませんが、この地域の住民皆様はもとより、教育や研究にたずさわる皆様のご参考となりえるならば幸いと存じます。

平成19年1月22日

本庄市遺跡調査会  
会長 茂木孝彦

# 例 言

1. 本書は、埼玉県本庄市児玉町長沖字久保295-2、295-3、295-4に所在する長沖古墳群（No.54-300）久保地区B地点の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、株式会社双葉建設の建売住宅建設に先立つ埋蔵文化財保存事業として、平成2年度に児玉町遺跡調査会が実施したものである。
3. 発掘調査および整理・報告に要した経費は、株式会社双葉建設の委託金である。
4. 本報告にかかる発掘調査は、鈴木徳雄（児玉町教育委員会社会教育課主任：当時）および平田重之（児玉町遺跡調査会調査員：当時）が担当し、平田が調査員として現地で専従した。
5. 本書の編集は鈴木徳雄が行い、第Ⅲ章1・2は平田重之の協力を得て尾内俊彦が、第Ⅲ章3bを太田博之が、その他の項目については鈴木が執筆を担当した。
6. 本書に掲載した出土遺物、遺構・遺物の実測図ならびに写真等の資料は、掲載以外の資料を含め、本庄市教育委員会において保管している。
7. 発掘調査及び本書の作成にあたって下記の方々の御助言・御教示を賜った。記して感謝いたします。（順不同、敬称略）

赤熊 浩一、池田 敏宏、大熊 季広、大屋 道則、小川 卓也、金子 彰男、  
雉岡 恵一、坂本 和俊、櫻井 和哉、外尾 常人、高橋 一夫、田村 誠、  
知久 裕昭、利根川章彦、鳥羽 政之、永井 智教、中沢 良一、長滝 歳康、  
長谷川典明、福田 貫之、丸山 修、宮本 直樹、矢内 勲、山口 逸弘、  
埼玉県教育局生涯学習文化財課、児玉郡市文化財担当者会
8. 本書作成にかかる主たる作業は、調査担当者および下記の者が行い、遺物整理については太田博之、松本 完の協力を得た。また、写真撮影、遺物の観察表等については(有)毛野考古学研究所に委託して実施し、縄紋土器は高橋清文が、埴輪および写真撮影は長井正欣が主として担当した。

尾内 俊彦、田口 照代、福島 礼子、渋谷 裕子、藤重千恵子

# 目 次

序

本庄市遺跡調査会会長 茂木 孝彦

例言

第Ⅰ章	発掘調査の経緯	1
第Ⅱ章	遺跡の地理的・歴史的環境	3
	1. 地理的環境	3
	2. 歴史的環境	5
第Ⅲ章	発掘調査の概要	7
	1. 調査遺跡の概要	7
	2. 検出遺構の概要	9
	3. 出土遺物の概要	17
第Ⅳ章	長沖古墳群の形成と共同用益地	23
	1. 長沖古墳群における墓域の形成	23
	2. 古墳石室用材と河川敷の用益権	26
	3. 児玉郡における古墳群の用益圏	29

引用・参考文献

図 版

報告書抄録

## 長沖古墳群久保地区 B 地点整理・報告組織

児玉町遺跡調査会（平成2年度：抜粋）

会 長	野口 敏雄	児玉町教育委員会教育長	
理 事	田島 三郎	児玉町文化財保護審議委員長	
	清水 守雄	児玉町文化財保護審議委員	
	日向 國俊	児玉町文化財保護審議委員	
	中兼 久偉	児玉町文化財保護審議委員	
	武内 和雄	児玉町文化財保護審議委員	
	吉川 豊	児玉町教育委員会社会教育課長	
	監 事	安久沢 一	企画財政課長
幹 事	立花 勲	児玉町教育委員会社会教育課長補佐兼 児玉町中央公民館長兼児玉町立図書館長	
	前川 由雄	児玉町教育委員会社会教育課長補佐	
調 査 員	金子 幸弘	”	主任
	恋河内昭彦	”	主事
	徳山 寿樹	”	主事
	鈴木 徳雄	”	主任
	平田 重之	児玉町遺跡調査会	調査員
	小宮山克己	児玉町遺跡調査会	調査員

## 長沖古墳群久保地区 B 地点整理・報告組織

本庄市遺跡調査会（平成18年度）

会 長	茂木 孝彦	本庄市教育委員会教育長	
理 事	清水 守雄	本庄市文化財保護審議委員	
	佐々木幹雄	本庄市文化財保護審議委員	
	丸山 茂	本庄市教育委員会事務局長	（会長代理）
監 事	八木 茂	本庄市監査委員担当副参事	
	門倉 実	本庄市会計課長	
幹 事	前川 由雄	本庄市教育委員会文化財保護課長	（事務局長）
	鈴木 徳雄	”	課長補佐兼埋蔵文化財係長
	太田 博之	”	埋蔵文化財係主査
	恋河内昭彦	”	埋蔵文化財係主査
	松澤 浩一	”	埋蔵文化財係主事
	松本 完	”	埋蔵文化財係主事
	の野 善行	”	埋蔵文化財係臨時職員
	調 査 員	尾内 俊彦	本庄市遺跡調査会



# 第 I 章 発掘調査の経緯

本報告にかかる長沖古墳群久保地区 B 地点の発掘調査は、建売住宅建設に伴って失われる埋蔵文化財の記録保存のために実施されたものであり、発掘調査に至る経緯の概要は、以下のとおりである。

## 発掘の経緯

埼玉県児玉郡児玉町大字長沖（現本庄市児玉町長沖）字久保の三筆、292-2、295-3、295-4の1、135㎡において、株式会社双葉建設の建売住宅建設計画に基づいて、平成元年10月20日に地権者である山口雄朗・大沢良男・角田光喜の三者から、この建売住宅建設予定地内における埋蔵文化財の所在及び取り扱いについての照会ならびに試掘調査の依頼があった。現地は、周知の埋蔵文化財包蔵地（No.54-300）埼玉県選定重要遺跡長沖古墳群に相当し、長沖古墳群第61号墳にも隣接する区域に位置していた。平成元年11月14日に実施した試掘調査の結果においても埋蔵文化財の所在が確認されたところから、児玉町教育委員会は、平成元年11月15日付け児教社第297号で埋蔵文化財の所在及び取り扱いについて回答するとともに、埋蔵文化財の現状変更を最小限に実施するように株式会社双葉建設と協議を行った。しかし、建売住宅建設による埋蔵文化財への影響は避けがたく、この建売住宅建設によって埋蔵文化財に影響が及ぶと考えられる区域の全域を長沖古墳群久保地区 B 地点とし、その約1,100㎡の発掘調査を実施する必要性が生じた。以上の協議を踏まえて、平成2年4月13日に株式会社双葉建設取締役社長小川晃から児玉町遺跡調査会会長に発掘調査の依頼があったので、児玉町教育委員会の指導に基づいて、児玉町遺跡調査会と株式会社双葉建設との間で埋蔵文化財保存事業委託契約を締結することで、記録保存のための発掘調査を実施することとなった。

## 発掘の届出

発掘の実施にあたって、株式会社双葉建設取締役社長小川晃より、平成2年4月10日に、文化財保護法第57条の2第1項の規定に基づく「埋蔵文化財発掘の届出について」が児玉町教育委員会に提出されたので、平成2年4月10日付け児教社第14-3号で埼玉県教育委員会教育長に進達した。この発掘の届出に基づいて、埼玉県教育委員会教育長から、平成3年3月30日付け教文第3-360号で株式会社双葉建設取締役社長小川晃に「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について」の通知があり、文化庁の指導による土木工事等の着工前の発掘調査実施の指示があり、また発掘調査により重要遺構等が発見された場合の別途協議の必要について通知された。

## 発掘調査の届出

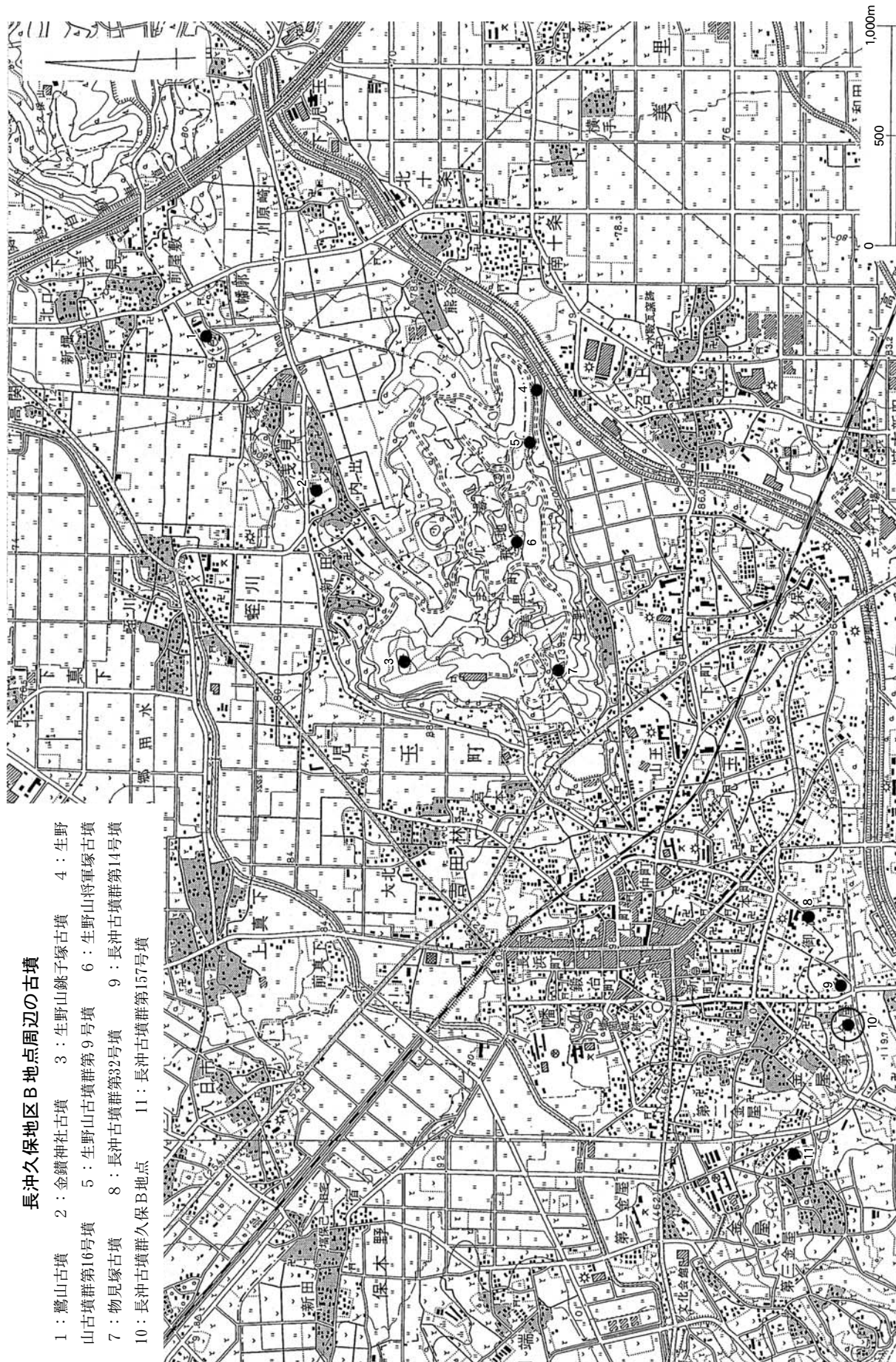
発掘調査の実施については、児玉町遺跡調査会会長野口敏雄から、平成2年4月10日付けで、文化財保護法第57条第1項の規定に基づく「埋蔵文化財発掘調査の届出について」が児玉町教育委員会に提出されたので、平成2年4月10日付け児教社第14-2号で埼玉県教育委員会教育長に進達した。この届出に基づいて、文化庁長官川村恒明より、平成3年5月29日付け委保第5の712号で埋蔵文化財の発掘調査についての指示を含む「埋蔵文化財の発掘について（通知）」が児玉町遺跡調査会会長野口敏雄にあった旨、埼玉県教育委員会教育長から児玉町教育委員会教育長に、平成3年6月20日付け教文第5-219号で通知があったので、同日児玉町遺跡調査会会長野口敏雄に伝達した。

なお、現地の発掘調査は、平成2年4月25日に開始され、平成2年7月31日に終了した。

（本庄市教育委員会文化財保護課埋蔵文化財係）

長沖久保地区B地点周辺の古墳

- 1：鷲山古墳      2：金鑽神社古墳      3：生野山銚子塚古墳      4：生野山古墳群第16号墳
- 5：生野山古墳群第9号墳      6：生野山將軍塚古墳
- 7：物見塚古墳      8：長沖古墳群第32号墳      9：長沖古墳群第14号墳
- 10：長沖古墳群久保B地点      11：長沖古墳群第157号墳



第1図 長沖古墳群久保地区B地点の位置と周辺の遺跡

## 第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境

### 1. 地理的環境

長沖古墳群の所在する本庄市は、平成18年1月10日に旧本庄市と旧児玉町が合併し、人口約83,000人の埼玉県北部の中心的な都市となった。新「本庄市」の市域は、東西約17.2km、南北約17.3km、面積89.71km<sup>2</sup>に及び、東は深谷市および児玉郡美里町、西は児玉郡神川町、南は秩父郡皆野町および長瀨町、北西は児玉郡上里町、また北側は利根川を挟んで群馬県伊勢崎市に接する、埼玉県の北西部に位置している。

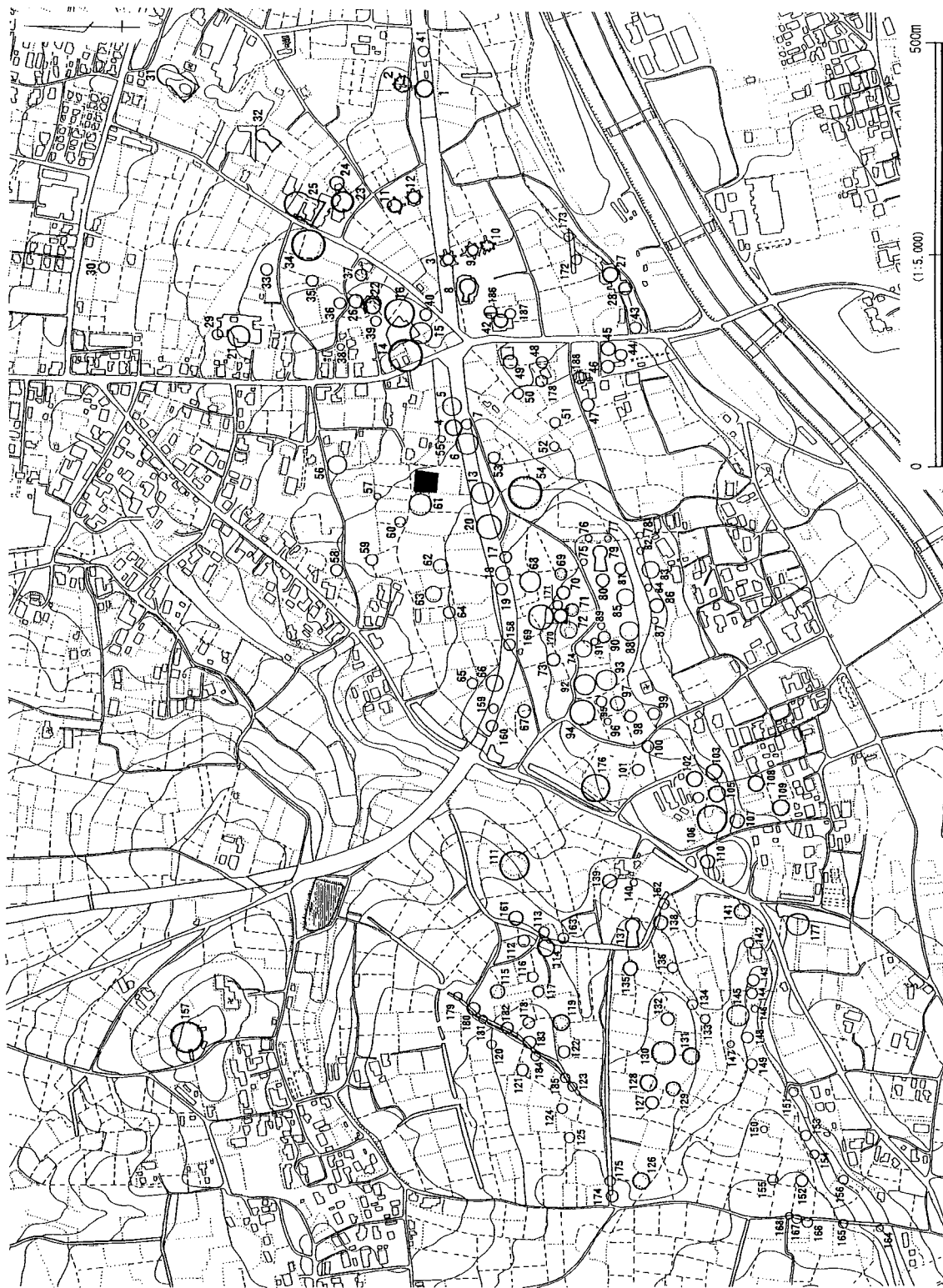
本庄市には、市域の北東部に位置する本庄市街にJR高崎線本庄駅が、南西部に位置する児玉市街にはJR八高線児玉駅がある。また、市の北東部には上越新幹線本庄早稲田駅が平成16年3月に開業している。本庄市街の北側には国道17号線が、児玉市街には国道254号線が通り、伊勢崎市から本庄市街を経て児玉市街方向に国道462号線が延びている。また、市域の北東部に関越自動車道本庄・児玉インターチェンジがある。

#### 本庄市の地形

本庄市の地形は、市域の南東側が八王子-高崎構造線上の断層崖を境に三波川系結晶片岩帯に相当する上武山地、北西側は関東平野西端を構成する神流川扇状地が展開し、扇端部に位置する深谷断層を境に、烏川によって形成されたと考えられる烏川低地を展開している。利根川は、たびたび流路が変化したことが知られているが、近世以降ではこの低地帯に利根川が流下している。また、上武山地に接して第三紀層を基盤にもつ児玉丘陵が平野部に突出し、その延長上に同じく第三紀の丘陵である生野山・浅見山の各残丘が点列状に存在している。神流川扇状地は、本庄台地とも呼称されるが、この扇状地中央に相当する区域には、神川町大字二宮所在の延喜式内社である金鑽神社付近を水源とする金鑽川と、本庄市児玉町宮内付近から水源を發する、かつて「赤根川」と呼ばれた現在の「女堀川」によって開析された沖積低地が形成されている。児玉丘陵の南側には、上武山地内の秩父郡皆野町金沢付近に水源を發する小山川（旧身馴川）を挟んで松久丘陵が展開し、扇状地地形が天神川・志戸川水系の小河川によって開析された低地帯があり、その東側には、諏訪山・山崎山といった第三紀層を基盤にもつ独立丘が北東方向へ展開しているなど、本庄市域に展開する金鑽川・赤根川水系と類似した景観を呈している。

#### 長沖古墳群の地形

長沖古墳群の占地する区域の地形は、第三紀層の基盤層をもつ児玉丘陵と、これに接する台地および小山川によって形成された河岸段丘があり、台地面は丘陵と連続しているが台地面においてはローム層の堆積とともに、地点によっては小山川起源の氾濫にかかる砂礫層等が帯状に展開するなど複雑な状況が確認される。この台地面の最高所は、本調査地点に近い標高110mであり、北側に向かってなだらかな傾斜面を構成し、低位の台地面へと連続している。調査地点の南側は、小山川によって形成された河岸段丘となっており、対岸は広い氾濫原に自然堤防が發達している。長沖古墳群は、本庄市児玉町の長沖、高柳、金屋、児玉の各地区にわたって分布しており、小山川の左岸に沿うようにおおむね東西方向に展開している。古墳群の範囲は、東西2.3km、南北最大幅で760mの区域に古墳が分布しており、この児玉丘陵の端部およびこれから連続的に傾斜する台地面および小山川の河岸段丘上に及んでいる。本報告にかかる長沖古墳群久保地区B地点は、本庄市域の南側、児玉市街の南西約1kmの本庄市児玉町金屋の南東端に相当し、長沖古墳群の中央やや北東寄り、長沖古墳群第61号墳の東側の標高約105mから106mに位置している。



第2図 長沖古墳群の古墳分布と発掘調査地点

現在、長沖古墳群の東側は、児玉南土地区画整理事業の区域となり市街化が進行中である。また古墳群域の北側には、市道環状一号線（旧児玉町都市計画道路環状一号線）が開通しており、古墳群域の西側を貫く主要地方道秩父児玉線が拡幅整備され、近年は開発が進行しつつある。

## 2. 歴史的環境

本庄市域においては、古墳時代に入ると集落遺跡が急速に増加するが、これは低地域の開発が急速に進展するためである。この開発は、主として女堀川流域の低地域の灌漑および排水を中心とした水田開発を伴うものと推定され、この時期に後張遺跡群をはじめとする大規模な集落が形成される。こうした集落遺跡の占地の傾向は、古墳時代中期以降においても継続するとともに、丘陵部にも再び開発が及んでいる。このような低地域の開発と集落の設営に伴って、全長60mを測る前方後方墳である鷲山古墳（坂本他1986）をはじめとする古式古墳が相次いで築造されることは注目すべき点である。生野山丘陵上の最高地点に位置する物見塚古墳（大熊2002）は、5世紀前半の造り出しをもつ円墳であり埴輪をもっていない。これに後出する5世紀中葉に築造されたと考えられる生野山将軍塚古墳（柳田1964）や金鑽神社古墳（坂本1986）あるいは公卿塚古墳（太田他1991）は、ともに特徴的な格子目叩き調整の円筒埴輪を樹立している。その後、B種ヨコ刷毛調整をもつ円筒埴輪が樹立された円墳である長沖古墳群第14号墳（菅谷他1980）や第157号墳（谷井他1991）あるいは生野山古墳群第9号墳等の存在が知られている。

### 古墳群の形成

この地域では、6世紀に入ると再び生野山銚子塚古墳や生野山古墳群第16号墳あるいは長沖古墳群第32号墳（大熊他2006）のような前方後円墳が築造されている。また丘陵の南側斜面を中心に生野山古墳群や塚本山古墳群、あるいは長沖古墳群等の多くの古墳が築造され、これらの古墳群は小山川に沿って点列状に分布している。

これらの古墳群を造営した人々の集落については、この地域の古墳群が南向き斜面に占地するところから、古墳群の南側に想定する見解がある。たしかに古墳群を構成する個々の古墳は、墳丘や石室開口部が南側の斜面下方からの視線を意識したことを窺わせるものである。しかし、このような古墳群の占地は、居住域等の生活空間から日常的に見えるということを必ずしも意味しないであろう。むしろ、旧「児玉郡」の古墳群が、小山川に沿って点列状の分布をとることに着目し、この地域の集落群と古墳群の地形区分に沿った分布の帯状の対応関係から考えるならば、これらの古墳群の南向き斜面への占地は、日常的な生活空間から一定の隔絶性を帯びた区域への占地を採用していた結果であることを想起すべきであろう。このように考えるならば、これらの古墳群の造営主体は主として女堀川流域に集落や耕地を営んだ人々であったことを推定することができるであろう。

### 古代の児玉郡

古代の児玉郡においては、律令期の集落は条里水田の展開する低地内の微高地上には少なく、低地を臨む平坦な台地上に展開している傾向が認められる。この時期の水田は、神流川からの導水にかかる「古九郷用水」によって灌漑が行われており、律令期における集落の占地や水田の景観の形成が計画的かつ構造的に進行したことを示している（鈴木1991）。9世紀代には平坦な台地面の継続型の集落は衰退の兆しを見せ、10世紀には集落としてのまとまりを見い出すことができないほどに拡散する。このような推移は、古代的用水路の推移と極めて近い変化を辿るものと捉えることができる。また、継続型の集落の

分解に対して、丘陵部には小規模な集落が出現し、あるいは山地域に集落の進出が顕著に認められるようになるなど占地域が拡大する傾向を読み取ることができる。ともあれ、本遺跡周辺の小山川に沿った区域では、集落遺跡の分布は概して稀薄である。

#### 中世の長沖

この小山川（旧身馴川）に沿った区域は、中世においては「長莖」あるいは「なかくき」と呼ばれ、今日の本庄市児玉町長沖を中心とする区域および児玉町金屋の丘陵部に相当する区域であったと推定され、中世の児玉郷に接する区域に相当するものと考えられることができる。もとより、児玉党の児玉氏と塩谷氏は系譜上においても関連が強く、この「長莖」は塩谷氏にかかる区域であったと推定することができる。生野山丘陵以南の今日の本庄市児玉町児玉の区域は、児玉党系在地領主である「児玉氏」の本貫地に相当しているものと推定されており、その経済基盤となった領域が小山川（身馴川）に沿った九郷用水灌漑区域である条里形地割をもった水田区域の外部に属していることは注意しておくべきであろう。ちなみに、今回の調査地点の位置する児玉町金屋地区周辺は、北側に水田地帯が展開しているとはいえ、南側は丘陵や台地を主体とする畑地が卓越する区域である。

#### 塩谷氏と長莖

児玉党系在地領主である塩谷氏は、その形成の起点としての館跡と推定される真鏡寺館跡のある金屋条里上流部の区域に拠点を構えており、徐々に金屋地区丘陵部の「長莖」方面にその経済基盤の中心を移しており、これら丘陵部の開墾の進展の過程を想起させる。ともあれ、このような開発過程や灌漑の系統から考えるならば、中世においては、小山川に沿った区域は「児玉」および「長莖」の一部を構成していたものと推定することができる。児玉党塩谷氏はこの長莖および塩谷が、また児玉氏においては今日の生野山丘陵以南の今日の本庄市児玉町児玉の区域にその本貫地が相当しており、それぞれの経済基盤となった領域がこのように身馴川筋および丘陵部に相当し相互に接していることは注目しておくべき点である。ともあれ、この「長莖」は、今日の本庄市児玉町長沖の周辺に比定されているが、「長莖」は今日の長沖より広く、塩谷に接する区域が想定されるであろう。

このように室町期においては今日の金屋の主要な区域は、「塩谷郷」の一部と「長莖郷」の一部に含まれていたものと推定される。14世紀中葉においては、「塩谷」には塩谷氏の本貫地が残されていたと推定することができるが、室町期に入っても塩谷氏は次々と所領を失いつつあるとはいえ、この地域の土豪的な領主層であったものと推定することができる。なお、15世紀中葉頃に児玉郷の一部と長莖郷の丘陵部が、新しく形成された「金屋」に編入されたと推定される。この地域を含む15世紀の政治的な変動期に塩谷氏もまた零落し、これらの時期を挟んで「金屋」が形成されるなど、地域社会にも一定の変動と不連続が認められることに注目しておくべき（鈴木2005）。

#### 行政区の沿革

ちなみに、長沖村は、明治22年（1889）金屋村・塩谷村・高柳村・飯倉村・宮内村の五ヶ村と合併し金屋村となり、さらに明治25年（1892）に保木野村・田端村の二村組合が合併し、今日の金屋地区の主要な枠組みが形成された。昭和30年（1955）この金屋村は、児玉町・秋平村・本泉村と合併し児玉町となり、次いで昭和32年（1957）共和村等と合併し児玉町となった。平成18年1月、児玉町は本庄市と合併し、新「本庄市」となったことは記憶に新しいところである。このようにひとつの「村」は、今日までに度重なる段階的な変化を被っているが、近世の村は基本的に、今日においても「行政区」として一定のまとまりが維持されていることにも注目しておくべきであろう。（鈴木徳雄）

## 第Ⅲ章 発掘調査の概要

### 1. 調査遺跡の概要

長沖古墳群は、本庄市児玉町の南西側中央を流れる小山川（旧身馴川）が山中から出て丘陵部の間を縫い平地に至り、低位の山地が途切れてから直ぐ北に向かって流下する川の左岸一帯に位置している。児玉町内は、県内でも有数の古墳数の多さと築造された時期の幅が広いことで知られているが、その中でもここ長沖古墳群の一帯は、古墳の集中する区域として古くから研究者の間では知られていたところである。現在においても、農地の確保や宅地開発等のためにその数を大きく減らしてはいるが、いまだ林の中や畑のそこかしこに古墳が点在しており、古墳の陰に民家が存在するなど一種独特の景観を呈している。

#### 長沖古墳群

長沖古墳群は、小山川に沿うように東西約1,700m、南北約500mに分布しており、支谷によって区分される長沖支群と高柳支群のほか、その内部にも幾つかの小支群の存在が予想される。長沖古墳群を構成する古墳は、現在までに前方後円墳7基を含む190基が確認されているが、分布調査や発掘調査以前に墳丘が消滅した古墳は、地籍図等の検討からかなりの基数にのぼるものと予想される（大熊2004）。なお、古墳群の形成期間は、B種ヨコハケ調整の円筒埴輪が樹立されている第14号墳以降、埴輪消滅以後の7世紀代に及ぶものであることが確認されている。

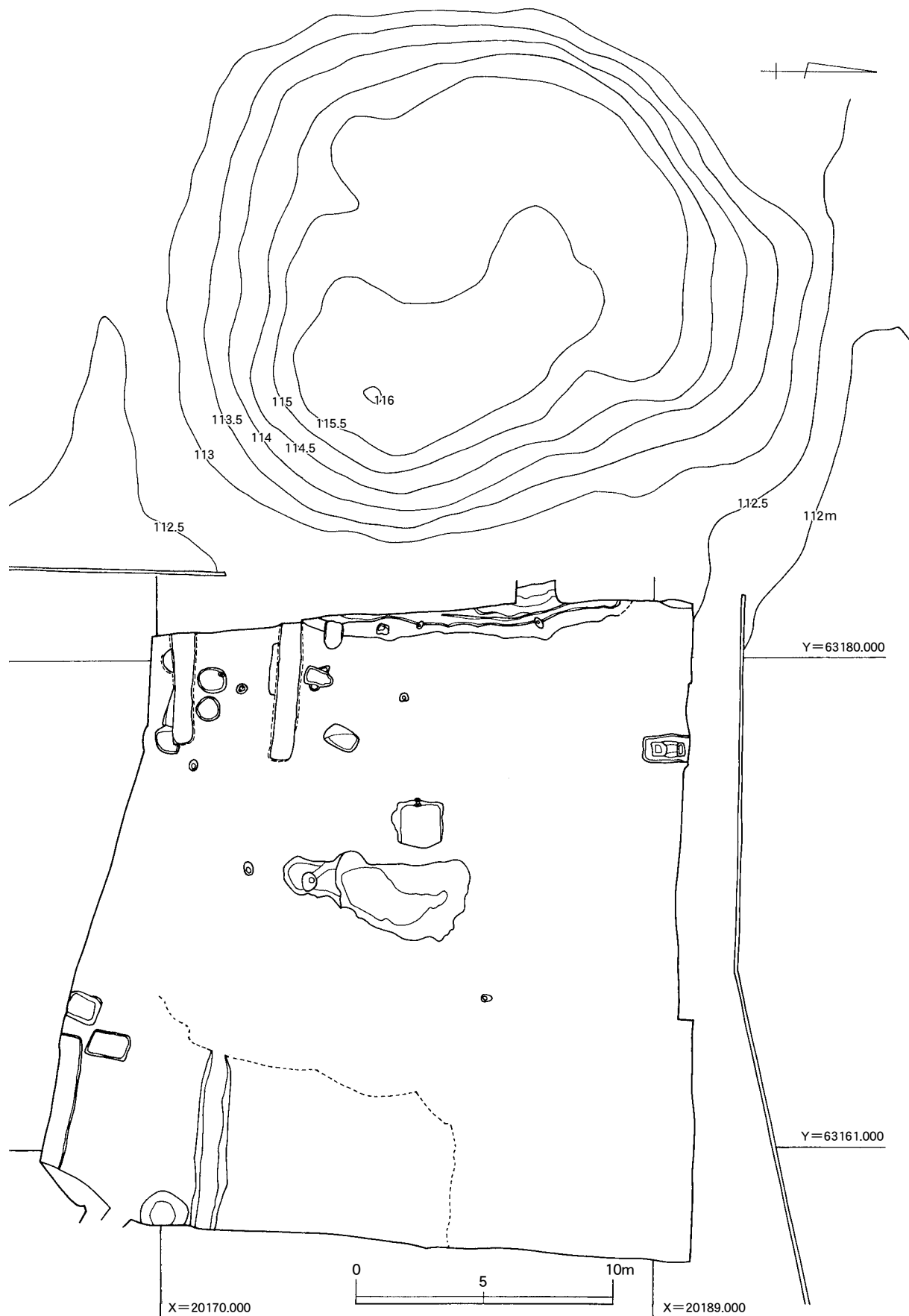
今回の調査にかかる久保地区B地点は、この長沖古墳群の中央やや北東よりに位置しており、長沖古墳群第61号墳に隣接する区域に相当している。この長沖古墳群第61号墳は、1970年代の現地踏査によれば直径23.4m高さ4.2mを測る、長沖古墳群ではやや大型の円墳として捉えられており、埴輪を伴う古墳とされている。なお、今日現存する墳丘の規模は、墳丘測量図〔第3図〕に基づいて計測すると、最大径約24m、高さ約4mを測る円墳として捉えることができるであろう。

このB地点の調査区は、この長沖古墳群第61号墳の隣接地に相当する児玉町都市計画道路環状一号線に程近い、25m×21～25mの台形の区域である。調査区域は、本来畑地であるが荒廃し、地表面は重機により掘り起こされた状態となっており、また、本来の地表面の上に碎石（ズリ）が厚く搬入され整地されていたため、調査区域内の遺構の確認には多くの時間を費やすこととなった。本調査区の遺構の確認面は、おおむねローム層上面であるが、調査以前の掘削のために随所に重機の爪痕も顕著な窪みが存在し、調査区内の精査に困難が伴ったと同時に遺構の確認作業にも影響を及ぼしている。

#### 検出された遺構

検出された遺構は、調査区に隣接する長沖古墳群第61号墳の周堀の一部と推定される堀跡が1条のほか、竪穴状遺構が1基、土壇が15基、溝が3条、井戸1基等である。その大半が中世後半期以降の新しい時期に属すると思われるものである。このほか埋没谷の源頭となる地点が確認され、縄紋中期に属する土器破片が出土しており、西側方向に伸びる遺物包含層の一部と推定することができる。すでに見たように古墳時代に属する遺構としては第61号墳に伴うと推定される周堀の一部が検出されたのみであり、他の遺構については、遺構の時期を示す遺物が検出されていないため詳細な時期については明らかではないが、覆土等の状況から、中世後半期から近世後半にかけて構築されたものと推定することができるものであろう。

（尾内俊彦）



第3図 長沖古墳群第61号墳と発掘調査区域



## 2. 検出遺構の概要

### 第61号墳周堀 [第5図・図版1-3]

本址は、調査区内のほぼ中央に位置し、長沖古墳群第61号墳の周堀の一部であると考えられることができるものである。本址が検出された範囲は、幅が2.2m、全長が4.8mで深さは最大で70cm前後を測る。この周堀は、円形に連続する溝状に検出されたものではないが、長沖古墳群の古墳の中には、しばしば周堀底面に深い部分をもつものが認められるところから、本址もこのような周堀底面の掘り込みにかかる遺構であると考えてよいであろう。長沖第61号墳は、現状では耕地の拡張によって墳丘を大分に削られているが、かなり大規模な円墳であったと推定される。このため、周溝の底面が検出位置まで存在することは、周堀の規模の大きさを想起させるものである。また、本址の確認面で認められた重機の爪痕により、溝の上部もそれによって破壊されていることが予想される。墳丘裾部の正確な規模や範囲は確定できないが、現状の墳丘は直径約24mを測る古墳であり、本址の検出によって直径約50mを測る大型の円墳であったことも推定可能であろう。

### 第1号竪穴状遺構 [第6図]

本址は、調査区の中央やや西に位置する。東側が重機による攪乱を受け全容が把握できないが、規模は南北約2.0m、東西の残長が1.8mである。壁はやや開き気味で、高さは最大10cm程が遺存する。床面は全体に東へ傾斜する。西壁のほぼ中央には、直径10cm前後のピットが2本並んで検出されており、それぞれ10cmと20cmの深さをもつ。時期を示す遺物は出土していないが、覆土の様相から中世以降のものと考えられる。

検出された柱穴の位置に着目し、これを棟持柱の一方とするならば、中世の城館跡や集落跡に検出例の多い竪穴状遺構（竪穴建築址）と推定される。その場合、東西の復元長は3.0m前後となろう。

### 第1号溝（SD-1） [第4図・図版2-3]

本址は調査区東側やや南寄りに位置する。調査区外東側から西に向かって7m程延びており、末端は重機による攪乱を受けて削平されている。幅は1.2m前後で推移し、深さは概ね20cm前後、両岸の傾斜は緩やかである。結晶片岩の自然石が中央付近に連続して検出されたが、概ね底面から浮いており、埋没の始まった頃の混入であろう。また、顕著な通水の痕跡はなく、存続時期を特定できる遺物の出土はなかった。覆土の様相から、中世以降のものと考えられる。

### 第2号溝（SD-2） [第7図]

調査区の西壁沿いに位置し、SD-3が東側に重複して、調査区内に共に弧を描いて係る形で検出された。確認できた規模は幅2.1m、長さ12.5mである。底面は西に寄っており、岸の傾斜は西側が険しく、東側が緩やかとなっている。確認面からの深さは最深部で40cmを測る。遺物は埴輪片等が出土している。

遺構確認時、長沖61号墳の周堀の一部ではないかと想定し、調査区を拡張して幅の確認に努めたが、古墳の周溝にしては浅く、覆土の観察からも前述した周溝とは異なっている。本址は、墳丘の周囲を削平して設けた耕地を維持する根切り溝であろう。

### 第3号溝（SD-3） [第7図]

調査区の西壁に位置し、SD-2と重複して覆土を切る形で検出された。幅30cm前後、検出された距離は6m強である。深さは最深部で10cm程であるが、南に行くに従い浅くな

っていく。SD-2と同様に61号墳の外形に沿っており、遺物も埴輪等が出土しているが、岸の傾斜は険しく、SD-2の覆土上より構築されていることから、SD-2の後身的な根切り溝であると思われる。

#### 第1号土壙 (SK-1) [第8図・図版3-1]

調査区の南西隅に位置する。規模は長径94cm、確認された短径40cmであり、形状は円形を呈するものと思われる。SK-2の覆土上から掘られているが、深さはSK-2より浅く、最大でも22cmを測る。壁はほぼ垂直で、一部はオーバーハングする。覆土は緻密な黒色土の中にローム粒とロームブロックを多量に含み、浅間A軽石 (As-A) を若干含む。この状態から、近世以降の比較的新しい時期に属するものと思われるが、具体的な性格は不明である。

#### 第2号土壙 (SK-2) [第8図・図版3-1]

調査区の南西隅に位置する。西端が調査区外に伸びており、全容は検出できていない。長方形の平面と推定され、確認された規模は、長辺4.2m、短辺0.9mである。壁は全体的にオーバーハングする袋状であり、深さは最大で32cmを測り、底面はやや窪み気味である。南側中央から東寄りをSK-1・3・4が重複するが、新旧関係はSK-4より新しく、SK-1・3より古い。覆土は基本的にSK-1や周囲の他の土壙と同様で、掘られた時期も新しい時代のもと考えられる。その性格もまた不明である。

#### 第3号土壙 (SK-3) [第8図・図版3-1]

調査区の南西隅に位置し、その大部分はSK-4の覆土と重複する。そのため、確認できた規模は、長辺が1.4m、短辺が0.3m、概ね長方形の平面と思われるが、全体の四分の一にも満たないであろう。壁はほぼ垂直で、深さは最大16cmを測る。覆土はSK-2と同様であり、時期差も少ないと思われるが、その性格も同様に不明である。

#### 第4号土壙 (SK-4) [第8図・図版3-1]

調査区の南西隅、SK-1～6の中では南東隅に位置する。長径1m強、短径0.8mのやや歪な楕円形を呈する。壁はSK-3に接する西側が緩やかに立ち上がるのみで、他は急な傾斜であり、深さは最大で21cmを測る。底面はほぼ平坦である。SK-2・3が埋没後に掘り込まれているが、覆土はSK-2・3とほとんど同じである。このため、構築時期は接近したものと思われるが、その性格については明確にできない。

#### 第5号土壙 (SK-5) [第8図・図版3-1]

調査区の南西隅、SK-2の北側に位置する。規模は径が1m程度で、平面はやや歪んだ円形を呈している。壁は急に立ち上がり、深さは最大で30cmを測る。底面はほぼ平坦である。覆土は近接する土壙と同様に緻密な黒色土をベースにローム粒やブロックを多量に含み、浅間A軽石 (As-A) を若干混入するところから、近世以降に位置づけられる同様の性格をもつものであろう。

#### 第6号土壙 (SK-6) [第8図・図版3-2]

調査区の南西隅に位置し、SK-5の西、SK-2の北に接する。平面は歪んだ円形を呈し、規模は径1.1m前後、深さが最大で33cmを測る。壁の傾斜は強い。底面は平坦で、西壁に近接して直径10cm、深さ10cmの小ピットが1基存在する。覆土の様相は他の土壙と同様で、時期や性格も類似すると思われるが、特に形状からも東接のSK-5との相似性が強い。

第7号土壌 (SK-7) [第8図・図版3-3]

調査区の南西隅からやや北寄りに位置する。西側が調査区外にかかり、全容はつかめていないが、形状は長方形を呈するものと思われる。確認された規模は長辺が5.6m、短辺径が0.9m、深さは最大で50cmを測る。壁は全体がオーバーハングする袋状であり、底面はやや窪みを持つ。東側は重機による削平を受け上部が失われ、中央部にはSK-8が覆土に重複する。時期は覆土の様相から中世以降と思われる、形態や方位が相似するSK-2と同様の性格のものであろう。

第8号土壌 (SK-8) [第8図・図版3-3]

調査区の南西隅やや北寄りに位置する。その大半がSK-7の覆土中に構築されているが、東側をSK-7と同様に重機による削平を受けていて、全貌は明らかとはいえない。確認された規模は長辺2.0m、短辺が30cmであり、形状は長方形を呈するものであろう。壁は垂直に近い立ち上がりで、深さは最大30cmを測る。覆土の様相から時代の降るものと判断されるが、性格を示す遺物に乏しく、他の土壌と同様に不明である。

第9号土壌 (SK-9) [第8図]

調査区の西側中央やや南寄りに位置し、一部SD-2の覆土にかけて構築されている。形状は楕円形を呈すると思われるが、東側は重機による削平を受け、端部が確認できていない。検出された規模は長径0.8m、短径0.7m、深さは最大で18cmを測る。壁は北がやや垂直気味で、南側ではオーバーハングにまで至る。底面はほぼ平坦である。時期や性格を示す遺物は出土しておらず、覆土の状況などから他の土壌と同様の時期・性格と考えられるのみである。

第10号土壌 (SK-10) [第8図]

調査区の西側中央やや南寄りに位置する。形状は歪んだ長方形で、規模は長辺1.1m、短辺0.7m、東西両壁に0.3m程の小土壌が付随する。壁は全体的に緩やかな立ち上がりで、深さが最大36cm、底面はほぼ平坦である。付随する小土壌の深さは、西が24cm、東が27cmである。ただし、遺構の深さについては、重機による削平を考えねばならない。覆土の状況などから、構築時期や性格は他の土壌と同様であろう。

第11号土壌 (SK-11) [第8図]

調査区の西壁中央より東南東にやや離れて位置する。西側は重機によって削平されているが、長辺1.2m、短辺0.8mの長方形を呈するものと思われる。壁はやや開き気味に立ち上がるが、深さは最大でも13cm程度で全体的に浅めである。底面は西側が深くなっているが、ほぼ平坦である。覆土の状況などから、構築時期や性格は他の土壌と同様であろう。

第12号土壌 (SK-12) [第8図]

調査区の南東隅よりやや西寄り、調査区の際に位置する。形状はほぼ方形を呈し、規模は長辺1.3m、短辺1.1m、深さは最大で20cmを測る。壁は緩やかに立ち上がり、底面はほぼ平坦である。覆土の状況などから、構築時期は他の土壌と同様に新しい時期と考えられるが、性格は解っていない。

第13号土壌 (SK-13) [第8図]

調査区の南東隅よりやや西寄りに位置する。形状は長方形を呈し、規模は長辺1.5m、短辺1.0m、深さが最大で10cmを測る。壁はやや急に立ち上がるが、底面はなだらかで中央部でも深くはならない。覆土は新しい時期に構築されたことを示しており、その性格は

他の土壙と同様と考えられる。

**第14号土壙 (SK-14) [第4図]**

調査区の南東隅から南壁に沿って位置する。一部は調査区外に係り、確認された規模は長辺が5.1m、短辺が0.9m、深さは最大で30cm前後を測る。全体の約四分の三程度が調査されたと考えられ、形状は長方形を呈すると思われる。壁は垂直に近く立ち上がり、底面の中央部はやや深くなる。構築された時期や性格は、覆土の様相等から他の土壙と同様、とりわけ形状の相似するSK-2やSK-7に近いと考えられる。

**第15号土壙 (SK-15) [第8図]**

調査区の北壁に接して中央やや西に寄って位置する。形状は長方形を呈し、確認された規模は長辺1.8m、短辺1.1m、深さは最大20cmを測る。壁はほぼ垂直に立ち上がり、底面には深さが2～5cmの落ち込みが方形を描くように存在する。覆土中には、浅間A軽石(As-A)が含まれていない。このため、新しい時期とも思えないが、古代まで遡ることは無さそうであり、中世頃の所産であると考えられる。性格を示す遺物は出土していないが、底面の状況から墓壙の可能性はある。

**第1号井戸 (SE-1) [第4図・図版2-2]**

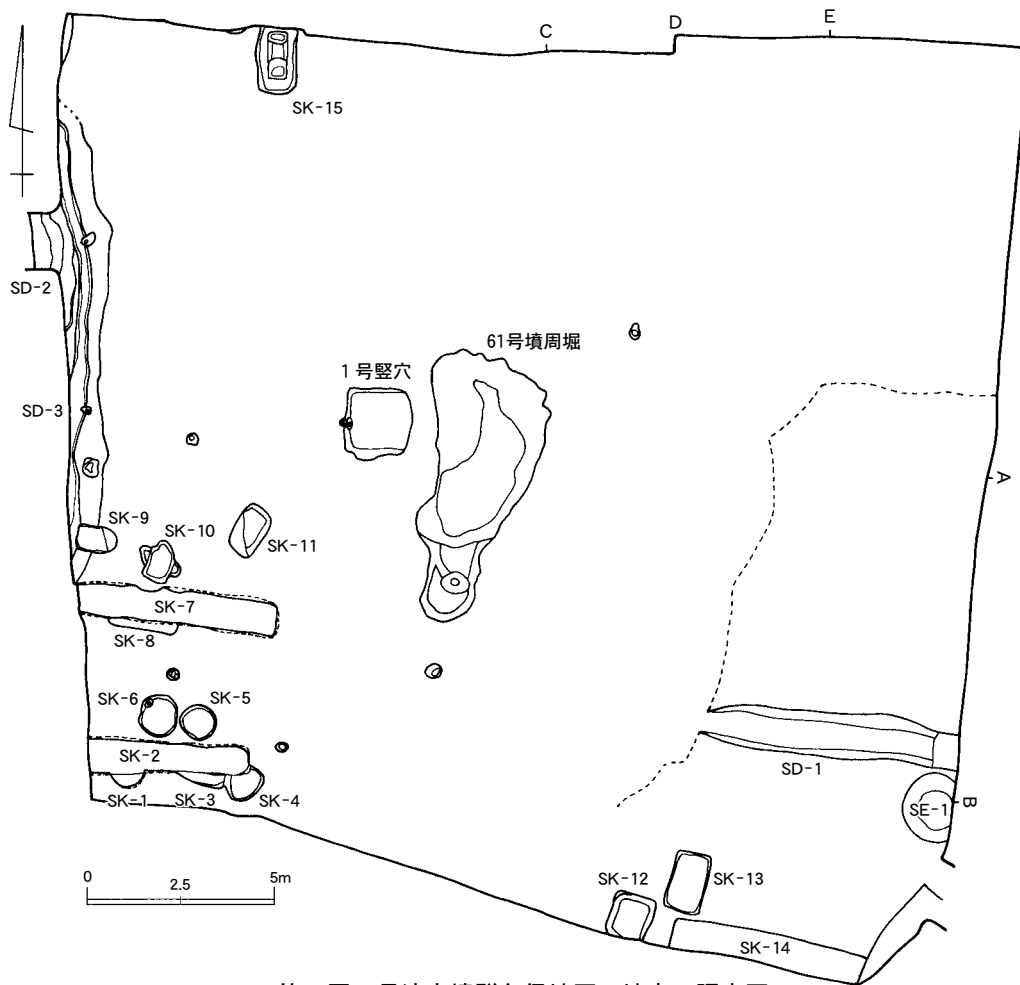
調査区の南東隅よりやや北寄りに位置する。確認面で直径2m弱の円形平面を呈する。深さは、1m程までは確認したが、径が1m弱と狭くなって作業が危険になったことと、調査期間が切迫したために、途中で作業の停止を余儀なくされた。遺物等の検出はなく、時期の特定はできないが、比較的新しい時期に相当するものと思われる。

**土地利用の推移**

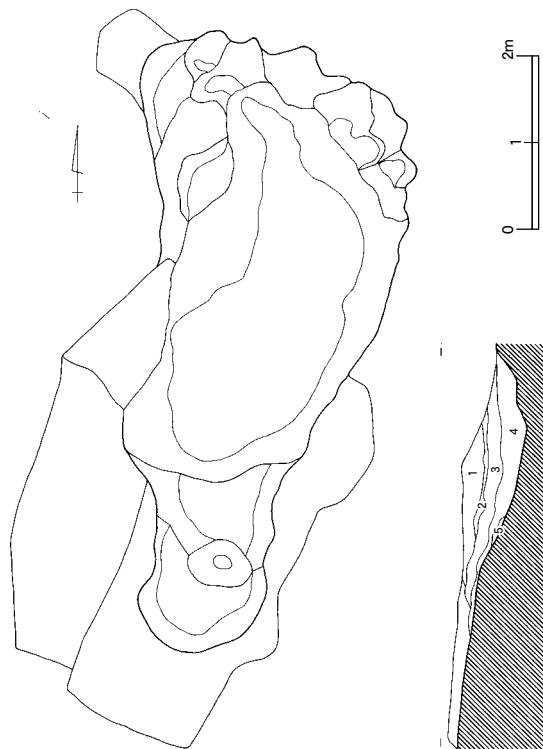
本調査地点から検出された以上の遺構を総合的に捉え返すと、本地点の推移は次のとおりであると推定することができるであろう。長沖古墳群第61号墳の造営の後、中世後半期ごろには第61号墳の墳丘裾部に竪穴状遺構やSK-15、あるいは墳丘からやや離れたSK-12やSK-13等が営まれているところから、墳丘の削平は進行していなかった様子を窺うことができる。このように考えるならば墳丘から離れて構築されている第1号井戸(SE-1)やSD-1は、覆土の状態や検出位置等を勘案するならば、おそらく中世後半期～近世前半期に機能していたものと考えられるであろう。また、明瞭に天明三年(1783年)の爆裂に伴う浅間山系A軽石(As-A)を覆土中に含むSK-1やSK-5の円形を呈する土壙が墳丘裾部の開墾に伴う根切り溝と考えることのできるSD-2やSD-3付近に位置しているところから、近世後半期にはすでに一定の墳丘の削平が行われていたことを推定することが可能である。

以上のことから、きわめて大雑把ではあるが、長沖古墳群第61号墳の造営の後、中世後半期ごろには墳丘裾部に生活に関わる竪穴状遺構や1号井戸(SE-1)やある種の区画溝であるSD-1、あるいはその北側に墓壙と考えられるSK-15等が相次いで構築され、屋敷地の周辺的な景観が想定されるが、近世に入ると墳丘の削平が進行し、根切り溝SD-2やSD-3が掘削されるとともに、かつて墳丘の一部であった区域に円形の墓壙と推定されるSK-1やSK-5等が構築されたものと考えられるであろう。

(尾内俊彦)



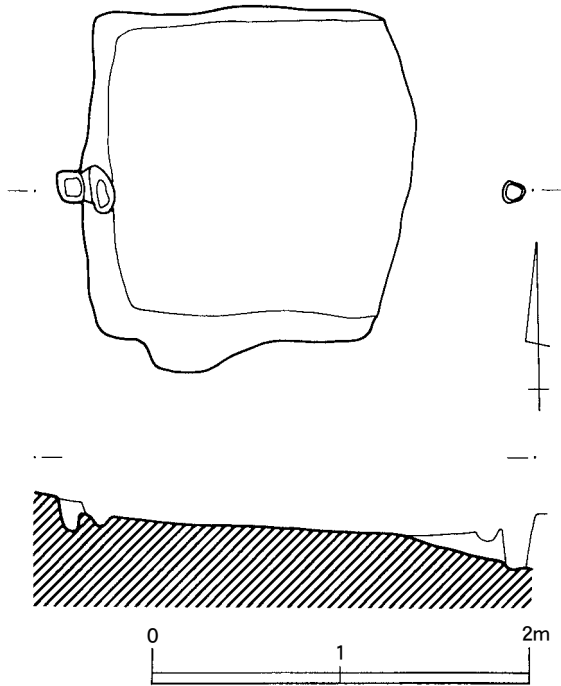
第4図 長沖古墳群久保地区B地点の調査区



第61号墳周堀土層説明

- 第1層 黒褐色土 ローム細粒・パミスを含む。やや砂質でしまりは強い。
- 第2層 黄灰色土 火山灰層。浅間山系B軽石と思われる。しまりあり。
- 第3層 黒褐色土 焼土細粒を若干含む。しまりあり、粘性弱い。
- 第4層 黄褐色土 黒色土に多量のローム細粒が含まれた層。部分的に黒色土を縞状に含む。しまり、粘性共に弱い。
- 第5層 黄褐色土 ローム細粒・ロームブロックを多量に含む。しまりなく、粘性あり。

第5図 長沖古墳群第61号墳周堀



第6図 第1号竖穴状遺構

SD-2・3土層説明

第1層 黒褐色土

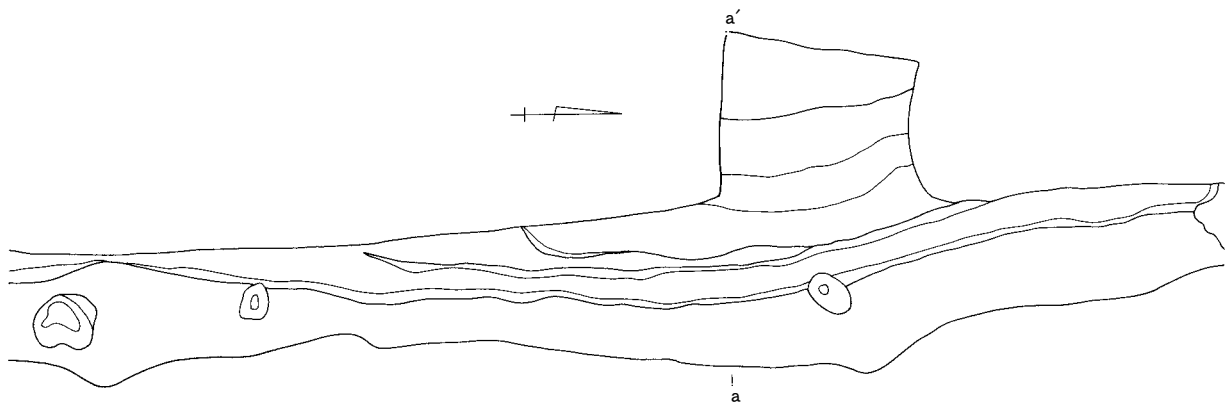
ローム粒・パミスを少量含む。しまり・粘性共になし。

第2層 黒褐色土

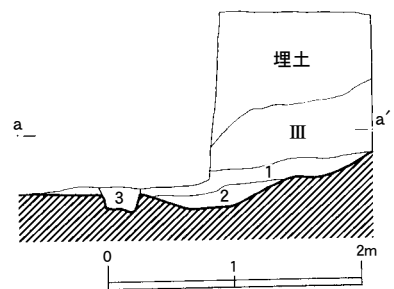
ローム粒・パミスを多量に、鉄分の凝集を若干含む。砂質でしまり・粘性共になし。

第3層 黒褐色土

ローム粒・ローム小ブロック・パミスを少量、焼土粒を微量含む。しまり弱く、粘性なし。



第7図 溝状遺構 (SD-2・3)

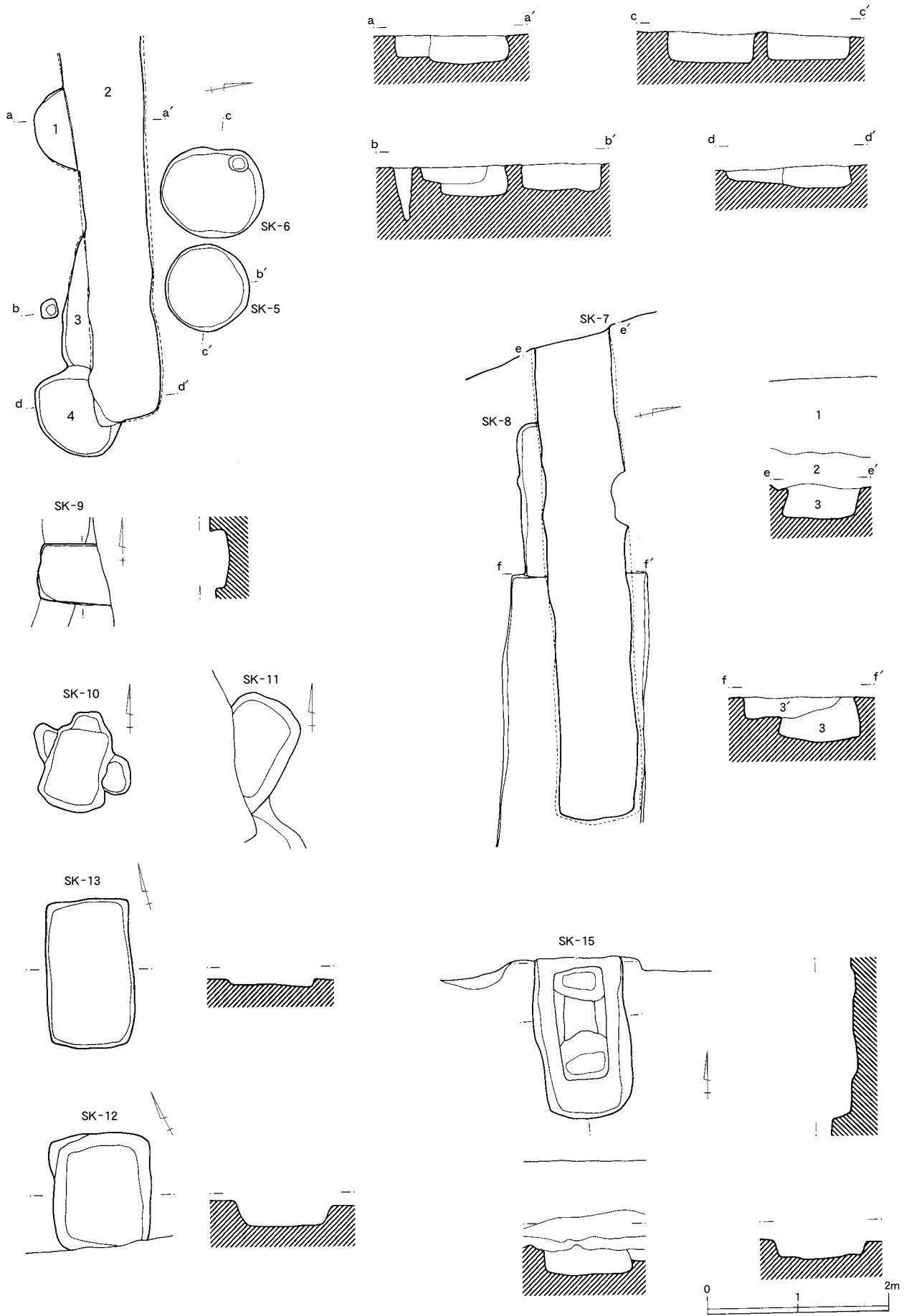


SK-7土層説明

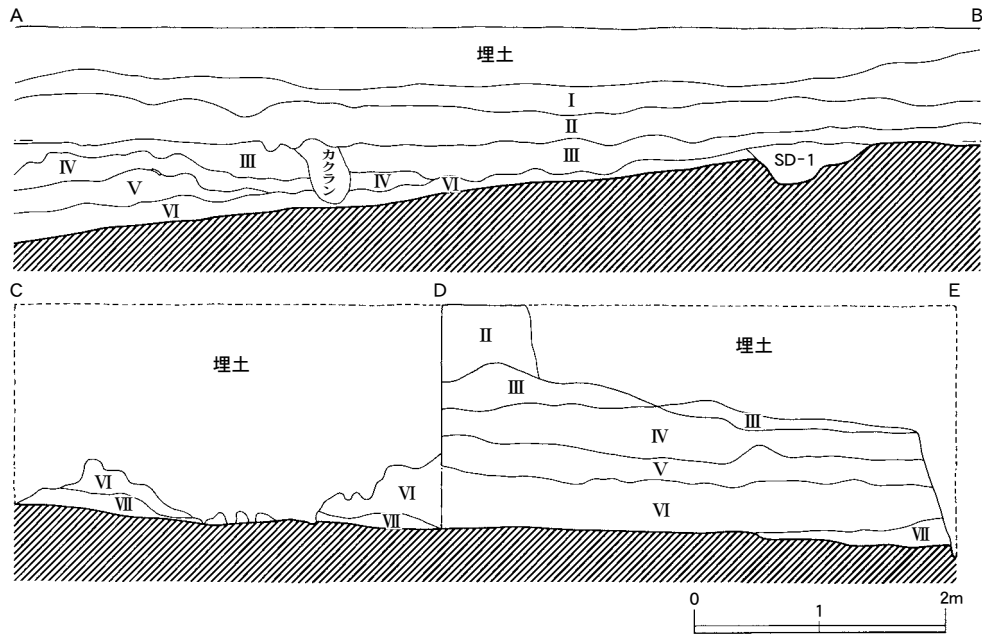
第1層 暗灰褐色土 攪乱層。ロームブロック・細粒を多量に含む。しまりあり、粘性なし。

第2層 暗褐色土 組成は第1層に類似するが、焼土粒を含む。しまり・粘性共に弱い。

第3層 黒褐色土 ローム粒・ロームブロックを多量に含む。しまり・粘性共に弱い。



第8図 土坑 (SK1 ~SK15)



第9図 埋没谷土層断面

#### 埋没谷土層説明

- 第1層 暗灰褐色土 現表土
- 第2層 褐色土 ローム細粒・炭化物粒を含む。しまり弱く粘性なし。
- 第3層 黒色土 ローム細粒・焼土粒を均一に、パミスを微量含む。しまり・粘性共になし。
- 第4層 茶褐色土 焼土粒・鉄分の凝集を微量含み、黒色土をブロック状に若干混入する。しまり・粘性共に弱い。
- 第5層 暗褐色土 ローム粒・焼土粒・パミスを少量含む。しまり弱く粘性なし。
- 第6層 黒褐色土 ローム粒・炭化物粒・焼土粒・パミスを少量含む。しまりあり粘性弱い。

#### 基本土層

- 第I層 黒褐色土 攪乱層。茶褐色土・黒色土・ローム混合。
- 第II層 暗褐色土 パミスを多量に、炭化物粒・焼土・鉄斑を含む。砂質でしまり弱く粘性なし。
- 第III層 暗褐色土 第II層に類似するが、含有物の量が少なく色調が第II層よりやや暗い。
- 第IV層 黒色土 炭化物粒・焼土粒・パミスを微量含み、暗褐色土のブロックを少量混入する。しまり・粘性共に弱い。
- 第V層 暗褐色土 炭化物粒・ローム粒を微量含む。しまり弱く粘性なし。
- 第VI層 黒褐色土 炭化物粒・パミス・鉄斑を含む。しまり・粘性共に弱い。
- 第VII層 暗黄褐色土 ローム漸移層。黒色ブロック・鉄斑を若干含む。しまり・粘性共にあり。
- 第VIII層 黄褐色土 基盤ローム層。



### 3. 出土遺物の概要

長沖古墳群久保地区B地点から出土した遺物は、古墳時代後期に位置づけられる埴輪破片および縄紋中期中葉から後半におよぶ時期の縄紋土器破片である。長沖古墳群第61号墳に隣接する本地点から検出された埴輪は、いずれも小破片であり、円筒埴輪のほか形象埴輪が確認されている。ただし、本調査地点は、長沖古墳群内に位置しているところから古墳の集中する区域であり、直接長沖61号墳の周堀から検出されたものではなく、中～近世の包含層等から検出されたものであるところから、これらの埴輪がただちに隣接する長沖61号墳に伴うものと判断することは難しい。また、SD-1等からは多量の結晶片岩の河床礫が検出されているが、長沖古墳群の古墳の構築石材は基本的に小山川の河床礫を用いるものであり、本地点から検出された多量の礫については古墳築造に伴ってこの区域に搬入された石材が中～近世に二次的に用いられたものと考えられる(IV章で詳述)。

#### a. 縄紋時代の遺物 [第10図・図版4・5]

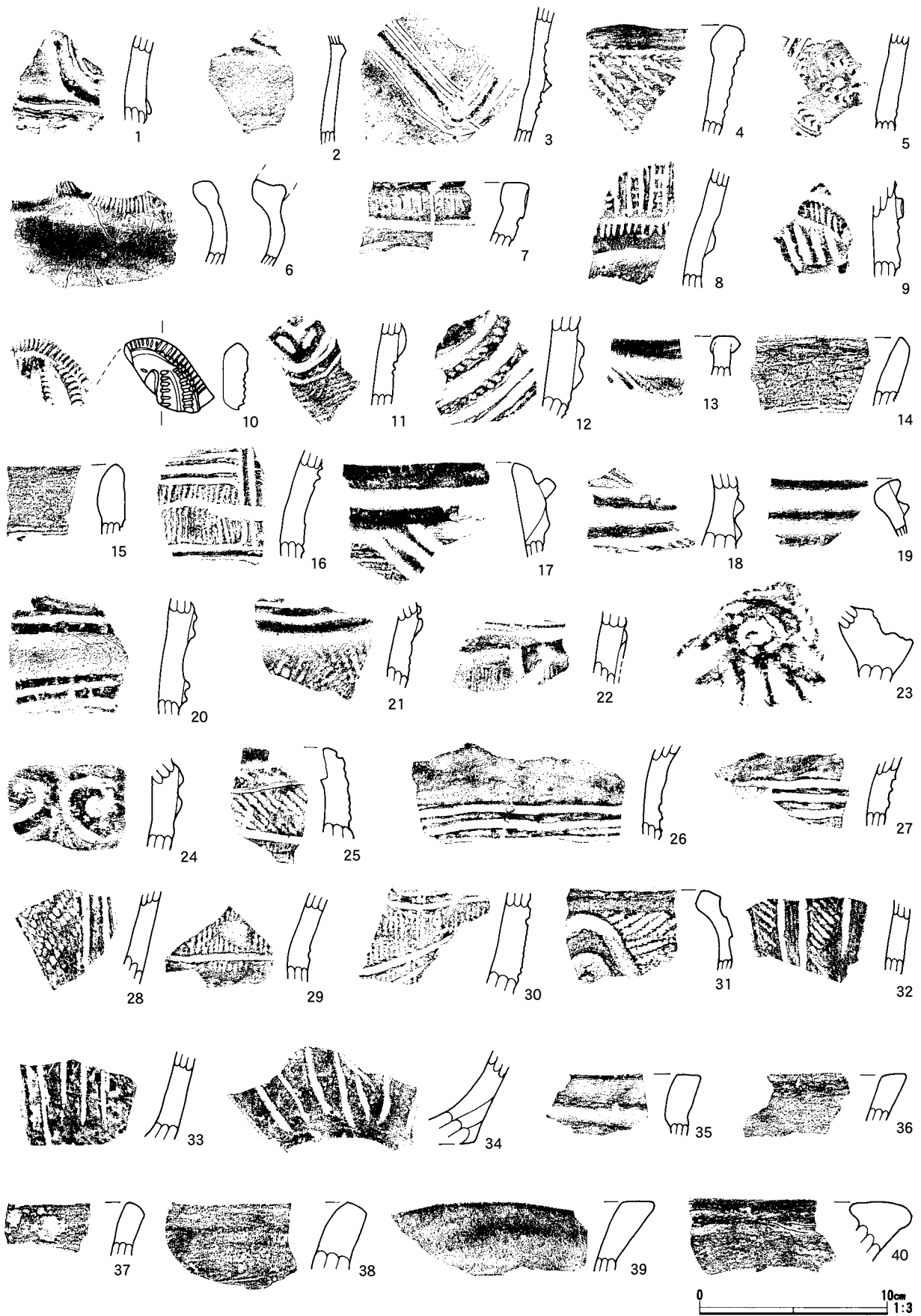
本調査地点で検出された縄紋土器は、主として埋没谷の包含層から出土したものであり、[1～3]は阿玉台式、[4～13]は勝坂式に相当するものであろう。また、[16～22]は「加曽利E I式」に、[23～28]はこれよりやや新しい様相のものである。[14・15]は勝坂式終末～「加曽利E I式」に伴う無紋の口縁部をもつ深鉢と思われる。また、縦位の撚糸紋上に横位ないしは弧状の沈線を施す[29・30]は、連弧文系土器、所謂「磨消縄紋」をもつ[31～34]は「加曽利E III式」である。また、[35～40]は無紋の口縁をもつ浅鉢であろう。

#### 出土遺物の傾向

これらの縄紋中期の出土遺物は、遺物包含層から検出されたもので上層がやや新しい傾向を認めることができるが、顕著なまとまりは認められず、また遺構等は検出されていない。本地点は緩やかな谷状の地形の谷頭付近に位置しており、周辺の集落域よりもたらされた遺物であると考えてよいであろう。この長沖古墳群内の縄紋集落は賀家ノ上遺跡と呼ばれ、古くから古墳群の調査に伴って断片的に調査が実施されてきたが、縄紋前期(諸磯式期)および中期(阿玉台I b式～「加曽利E IV式」期)の集落跡である。縄紋中期の遺物は広範囲に分布し、比較的大規模な集落跡であることが推定されるが、本地点はこの集落の西側に接する位置に相当するものと推定され、この集落に伴う遺物包含層にかかる遺物であると考えられる。

#### 賀家ノ上遺跡

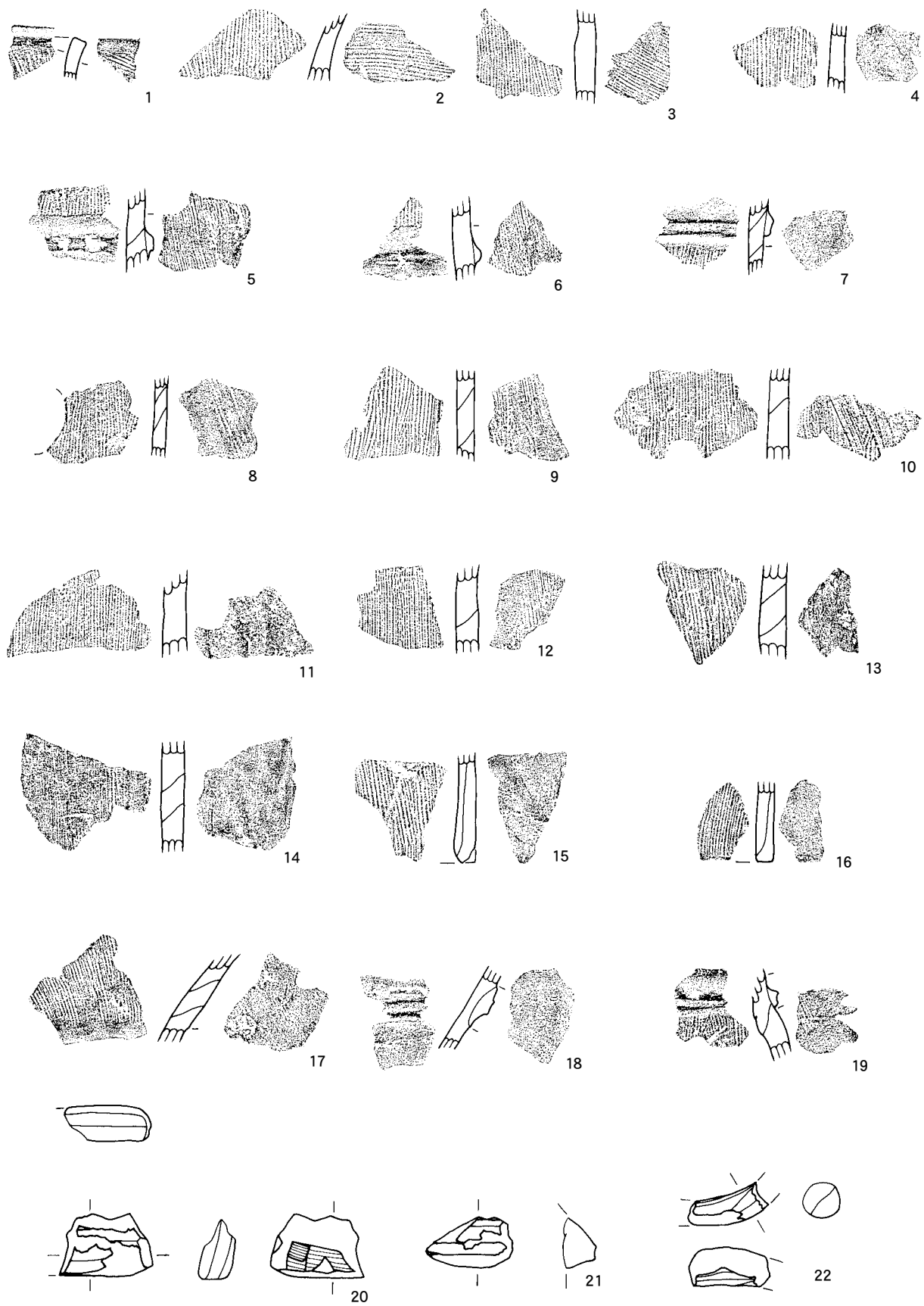
長沖古墳群内に位置するこの賀家ノ上遺跡は、「縄文A地区」(菅谷1977)とも呼ばれ阿玉台I b式から「加曽利E IV式」が検出されている。また、「縄文A地区」の「西200mの地点では環状一号線に伴う調査で2軒の住居跡が確認」されているようである(菅谷他1980)。また、この「縄文A地区」に隣接する金屋南地区A地点およびC地点において複数の住居跡が、B地点においては阿玉台I b式期から「加曽利E IV式」期に形成された遺物包含層が検出されている。なお、長沖古墳群第21号墳の東側では縄紋前期後半の諸磯式期後半に相当すると推定される住居跡が確認され、黒曜石の小塊が数点小ピット内から検出されているが、この地点では縄紋中期の遺物は稀であり、中期集落の外側に位置するものと考えられる(菅谷他1978)。長沖古墳群内では、賀家ノ上遺跡のほかにも諸磯c式期の住居跡が検出(細田他1999)されており、また村後地区(大熊他2002)や久保地区A地点においても加曽利E式期の住居跡が検出されるなど、縄紋時代の集落跡が比較的稠密に分布していることが判明している。(鈴木徳雄)



第10図 久保地区B地点出土の縄紋土器

### 長沖古墳群縄紋土器観察表

番号	種別/器種	部位	文様・器面調整・計測値 (cm・g)	胎土	色調	注記
1	縄紋土器深鉢	口縁部	隆帯で横位・楕円状に区画→隆帯脇に半截竹管状工具の内面による結節沈線を施文。	雲母・多量の石英	灰色	埋没谷下層
2	縄紋土器深鉢	頸部	隆帯で横位・楕円状に区画→隆帯脇に結節沈線を施文。	多量の石英	暗褐色	埋没谷下層
3	縄紋土器深鉢	胴部	隆帯を貼付→隆帯脇に半截竹管状工具の内面による沈線を施文。	片岩	暗赤褐色	埋没谷2区
4	縄紋土器深鉢	口縁部	半截竹管状工具の背面による結節沈線で横位区画→同結節沈線を斜位に充填。	片岩	褐色	埋没谷
5	縄紋土器深鉢	胴部	窩紋、半截竹管状工具による沈線・連続刺突紋を施文。	片岩	暗赤褐色	埋没谷下層
6	縄紋土器深鉢	口縁部	口唇部にキザミ付隆帯による把手を配す。	片岩	赤褐色	埋没谷下層
7	縄紋土器深鉢	口縁部	口唇下にキザミを加える。丸棒状工具による沈線で横位区画→区画内に胴キザミ・同沈線を施文。	片岩	暗赤褐色	埋没谷下層
8	縄紋土器深鉢	胴部	キザミ付隆帯で横位区画→角棒状工具による縦位の沈線を充填→沈線間の一部にキザミを加える。	片岩・黒色鉱物	橙色	埋没谷下層
9	縄紋土器深鉢	胴部	キザミ付隆帯で区画→角棒状工具による縦位の沈線を充填。	片岩	明赤褐色	埋没谷上層
10	縄紋土器深鉢	口縁部	キザミ付隆帯による突起を作出。	片岩	赤褐色	61号墳表採
11	縄紋土器深鉢	胴部	刺突付隆帯・半截竹管状工具の内面による沈線を施文。RLの単節縄紋を縦位施。	片岩・角閃石・多量の石英	明赤褐色	埋没谷下層
12	縄紋土器深鉢	胴部	隆帯を貼付→丸棒状工具による沈線を施文→隆帯上にRLの単節縄紋を施文。	片岩・多量の石英	暗赤褐色	埋没谷
13	縄紋土器深鉢	口縁部	口唇下肥厚。RLの単節縄紋を横位施文→半截竹管状工具の内面による沈線を施文。	片岩	暗赤褐色	埋没谷下層
14	縄紋土器深鉢	口縁部	沈線で横位区画。	片岩	暗赤褐色	埋没谷上層
15	縄紋土器深鉢	口縁部	丸棒状工具による沈線で横位区画。	角閃石	暗赤褐色	埋没谷
16	縄紋土器深鉢	胴部	Rの燃糸紋を縦位施文→半截竹管状工具の内面による沈線で横位・縦位区画。	角閃石	暗赤褐色	埋没谷上・下層
17	縄紋土器深鉢	口縁部	Rの燃糸紋を横位施文→隆帯で横位に区画→区画内に2条1対の隆帯を貼付。	片岩・チャート	明赤褐色	埋没谷
18	縄紋土器深鉢	口縁部	Rの燃糸紋を斜位施文→2条1対の隆帯を横位・縦位に貼付。	片岩・チャート	明赤褐色	7号土坑
19	縄紋土器深鉢	口縁部	LRの単節縄紋を横位施文→2条1対の隆帯で横位区画。	片岩	赤褐色	埋没谷
20	縄紋土器深鉢	頸部	隆帯で横位・楕円状?に区画→隆帯上に丸棒状工具による沈線を施文。	片岩	橙色	埋没谷下層
21	縄紋土器深鉢	胴部	単節縄紋を施文→隆帯を貼付→隆帯上に丸棒状工具による沈線を施文。	片岩	橙色	埋没谷
22	縄紋土器深鉢	胴部	隆帯で横位・縦位区画→条線を充填→横位隆帯に沿って半截竹管状工具の内面による沈線を施文。	片岩	赤褐色	埋没谷上層
23	縄紋土器深鉢	口縁部	沈線による渦巻文を有する突起を作出→隆帯を貼付。	片岩	橙色	埋没谷上層
24	縄紋土器深鉢	口縁部	隆帯で楕円状・渦巻状に区画。楕円状区画内に条線を充填。	片岩・角閃石	浅黄色	埋没谷上層
25	縄紋土器深鉢	口縁部	隆帯で区画→区画にRLの単節縄紋を横位施文→隆帯に沿って丸棒状工具による沈線を施文。	片岩・角閃石	暗赤灰色	埋没谷下層
26	縄紋土器深鉢	頸部	縄紋を施文→角棒状工具による3条1対の沈線で横位区画。	片岩	褐色	埋没谷下層
27	縄紋土器深鉢	頸部	縄紋を施文→角棒状工具による3条1対の沈線で横位区画。	片岩・角閃石	褐色	埋没谷上層
28	縄紋土器深鉢	胴部	LRの単節縄紋を横位施文→丸棒状工具による沈線で縦位区画。	チャート・角閃石	赤褐色	埋没谷下層
29	縄紋土器深鉢	胴部	Lの燃糸紋を縦位施文→丸棒状工具による沈線で横位区画。	片岩・角閃石	橙色	埋没谷
30	縄紋土器深鉢	胴部	Rの燃糸紋を縦位施文→丸棒状工具による沈線を弧状に施文。	片岩・多量の石英	浅黄色	埋没谷上層
31	縄紋土器深鉢	口縁部	丸棒状工具による幅広の沈線で「U」字状に区画。区画内にLRの単節縄紋を横位・斜位施文。	片岩	明褐色	埋没谷上層
32	縄紋土器深鉢	胴部	LRの単節縄紋を縦位施文→丸棒状工具による沈線で縦位に区画→沈線間の縄紋を磨消。	片岩・黒色鉱物	赤褐色	埋没谷下層
33	縄紋土器鉢	胴部	角棒状工具による条線を縦位に施文。	雲母・黒色鉱物	暗赤褐色	埋没谷東西セクションP1
34	縄紋土器深鉢	底部	丸棒状工具による沈線を縦位に施文。	片岩・角閃石	浅黄色	埋没谷下層
35	縄紋土器浅鉢	口縁部	横位のミガキ。	片岩・角閃石	灰褐色	埋没谷2区
36	縄紋土器浅鉢	口縁部	横位のナデ。	片岩・角閃石	浅黄色	埋没谷上層
37	縄紋土器浅鉢	口縁部	横位のミガキ・ナデ。	角閃石	浅黄色	埋没谷上層
38	縄紋土器浅鉢	口縁部	横位のナデ。	片岩・角閃石・多量の石英	黄褐色	埋没谷上層
39	縄紋土器浅鉢	口縁部	縦位のミガキ・横位のナデ。	片岩・多量の石英	明黄褐色	埋没谷下層
40	縄紋土器浅鉢	口縁部	横位のナデ。	角閃石	橙色	埋没谷下層



第11図 久保地区B地点出土の埴輪

## b. 古墳時代の遺物 [第11図・図版6・7]

本調査地点で検出された古墳時代の遺物は、すべて埴輪であり、いずれも小片で全形の判明する資料は存在しない。器種は、円筒埴輪・朝顔形埴輪のほかに形象埴輪として鞍・人物を確認できる。円筒埴輪として分類した資料のなかには、朝顔形埴輪および形象埴輪の基部に破片が含まれる可能性がある。胎土には長石・石英を含むほか、ほとんどの個体に角閃石安山岩粒や角閃石の混入が認められる。焼成は全体に良好である。すべて窖窯焼成で、野焼きによる資料を含まない。少数ながら、須恵質焼成となる個体も存在する。色調は明赤褐色・橙色・にぶい橙色・灰褐色などを示す。線刻・赤色顔料の塗布を観察する個体は認めない。年代は、胎土に角閃石安山岩の混入する埴輪が一般には6世紀中葉以降に認められること、全体に突帯の退化が進行していること、小規模古墳でありながら形象埴輪の組成に器財埴輪が加わっていることなどから、古墳時代後期後半段階に位置付けられる。

### 円筒埴輪 [第11図1～16]

比較的径の小さな破片が多く、原形はほとんどの個体が二条突帯三段構成であったと推定される。ただし、2・10はやや径が大きく、三条突帯四段構成となる可能性がある。外面調整はすべて一次タテハケで、二次調整は観察できない。

1～4は口縁部周辺の破片である。1にはわずかに口唇部が残る。端面および内面に強めのナデを加え、凹面を形成している。

5～7は突帯部分の破片である。突帯断面は台形・三角形・くずれたM字形などを呈するが、総じて低平な傾向にある。

8～14は段間の破片である。8には円形の透孔があり、復原推定径7cm内外を測る。11は須恵質焼成で、色調は灰褐色を呈する。

15・16は基部の破片で、ともに幅広の粘土板を重ねて基部成形をおこなっている。丁寧な成形で、外面底部調整は確認できない。

### 朝顔形埴輪 [第11図17～19]

17・18は口縁部中位の破片で、18には突帯がめぐる。19は頸部から肩部上位にかけての破片で、内面には粘土紐の接合痕が観察される。

### 形象埴輪 [第11図20～22]

20は三角形に成形した粘土板の表面に、底辺に沿って幅広の粘土紐を貼付している。鞍の背負板下端部の破片と推定される。表面および底面・側面は丁寧なナデ、裏面には粗いハケとナデが施されている。

21は人物の本体から剥離した上衣の裾の一部である。粘土紐を円筒部本体へ突帯状に強くナデ付けて成形しており、端部には凹面がつくり出されている。裏面は円筒部本体からの剥離面となっている。調整は全体に横方向のナデを施している。

22は断面が整円形を呈することから、家の堅魚木の可能性が高いと判断されるが、盾持人物の頭頂部に付くV字形の鬘表現か、人物の頭部側面に付く美頭良の一部であった可能性も排除できない。調整は全体に丁寧なナデを加え、下側は剥離面となっている。

(太田博之)

長沖古墳群久保地区B地点 円筒埴輪観察表

番号	突帯		口縁部調整	外面調整			内面調整		焼成	胎土	色調	備考
	幅	高さ		調整	ハケ本数(2cm)	基部	調整	基部				
1	-	-	ヨコナデ	1次タテハケ	8本	-	ナナメハケ	-	良好	角閃石安山岩粒	明赤褐色	
2	-	-	-	1次タテハケ	7本	-	ヨコハケ	-	良好	角閃石安山岩粒	橙色	
3	-	-	-	1次タテハケ	9本	-	ナナメハケ	-	良好	角閃石安山岩粒	橙色	
4	-	-	-	1次タテハケ	7~8本	-	タテナデ	-	良好	角閃石安山岩粒	橙色	
5	1.5	0.8	-	1次タテハケ	7本	-	タテハケ、ナデ	-	良好	角閃石安山岩粒	橙色	
6	1.7	0.7	-	1次タテハケ	8本	-	タテ・ナナメハケ、ナデ	-	良好	角閃石安山岩粒	橙色	
7	1.9	0.6	-	1次タテハケ	8本	-	タテナデ	-	良好	角閃石安山岩粒	にぶい橙色	
8	-	-	-	1次タテハケ	9本	-	ナナメハケ、ナナメナデ	-	良好	角閃石・白色粒	にぶい橙色	推定径7cm前後の円形透孔。
9	-	-	-	1次タテハケ	7~8本	-	タテハケ、タテナデ	-	良好	角閃石安山岩粒	明赤褐色	
10	-	-	-	1次タテハケ	9~10本	-	ナナメハケ	-	良好	角閃石安山岩粒	橙色	
11	-	-	-	1次タテハケ	9本	-	タテナデ	-	良好	角閃石・白色粒	灰褐色	
12	-	-	-	1次タテハケ	10本	-	タテハケ、タテナデ	-	良好	角閃石・白色粒	明赤褐色	
13	-	-	-	1次タテハケ	6本	-	タテナデ	-	良好	角閃石・白色粒	橙色	
14	-	-	-	1次タテハケ	13本	-	タテナデ	-	良好	角閃石・白色粒	橙色	
15	-	-	-	1次タテハケ	7本	底部調整なし	タテ・ナナメナデ	-	良好	角閃石安山岩粒	にぶい橙色	幅広の粘土板を重ねて基部成形。
16	-	-	-	1次タテハケ	9本	底部調整なし	タテ・ナナメナデ	-	良好	角閃石安山岩粒	橙色	幅広の粘土板を重ねて基部成形。
17	-	-	-	1次タテハケ	10~11本	-	タテ・ナナメハケ、ナデ	-	良好	角閃石安山岩粒	橙色	朝顔形埴輪。
18	2.0	0.8	-	1次タテハケ	22本	-	タテ・ナナメナデ	-	良好	角閃石安山岩粒	橙色	朝顔形埴輪。
19	1.7	0.7	-	1次タテハケ	9本	-	ナナメハケ、ナナメナデ	-	良好		橙色	朝顔形埴輪。

長沖古墳群久保地区B地点 形象埴輪観察表

番号	器種	部位・形態の特徴	成形・調整手法の特徴	焼成	胎土	色調	備考
20	鞍	鞍背負板下端部片。	三角形に成形した粘土板の表面底辺に幅広の粘土板を貼付。表面、ナデ。裏面、ハケとナデ。	良好	角閃石・白色粒	橙色	
21	人物	上衣裾部片。端部に凹面。	ヨコナデ。	良好	角閃石・白色粒	橙色	
22	(家)	堅魚木か。断面は整円形。	全体に丁寧なナデ。	良好	角閃石安山岩粒	橙色	盾持人物頭頂部の鬘もしくは人物の美豆良の可能性あり。

## 第Ⅳ章 長沖古墳群の形成と共同用益地

### － 児玉郡地域における古墳群の形成（予察）－

#### はじめに

長沖古墳群は、古くから知られている埼玉県内屈指の古墳群であり、埼玉県の重要遺跡に選定されている。しかし、本古墳群は、墓域が広く散発的な発掘調査等が断続的に実施されている状況であり、全体像には今なお不明な点が多い（註1）。ともあれ、今回の発掘調査においても、長沖古墳群第61号墳の周堀の一部と思われる遺構や、円筒埴輪等の破片をはじめ、調査区内からは古墳の築造に用いられたと考えることのできる絹雲母片岩等の結晶片岩の多量の河床礫が検出されている。

#### 本章の視点

長沖古墳群の発掘調査は、今回報告する地点も小規模な調査であるが、個別の調査のそれぞれにおいては古墳群全体の中で位置づけることが困難である。ここでは、これらの断続的な発掘調査の成果を点綴しながら、児玉郡地域の他の古墳群と対比することによって、長沖古墳群の性格の一端に接近しようと試みるものである。

本章では、長沖古墳群の形成について、その墓域としての土地の設営の過程とその時期を中心に考えてみたい。また、併せて長沖古墳群をはじめとする児玉郡地域における後期古墳の石室の構築材としての石材の採取・確保にかかる、河川敷の利用をはじめとする山川藪沢の利用の問題について概観し、この地域の用益圏や小さな地域圏等についての問題提起を試みるものである。

### 1. 長沖古墳群における墓域の形成

#### a. 長沖古墳群形成の前史（概観）

児玉郡を中心とした地域には、後張遺跡群（立石他1983・富田他1981・恋河内1993他）に見られるように古墳時代前期から低地内に集落が出現し、S字状口縁台付甕に見られる土器群の系統的な組成を主に、「庄内甕」や日本海側に系譜が求められるような土器等が検出されるなど、新規の開発が行われたことが予想される。また、これに伴って灌漑用水の確保や排水にかかわると考えられる水路遺構もしばしば検出されるなど、低地域の急速な水田の開発と水稻耕作の発展が窺われる。

#### 古式古墳の形成

この地域では、このような集落や開発の動向とあいまって、全長60mを測る前方後方墳である鷲山古墳（坂本他1986・恋河内2001）が4世紀中葉頃に築造され、あるいは前山1号墳や前山2号墳（小久保他1977）をはじめとする古式古墳が相次いで築造されることは注目すべき点である（註2）。また、生野山丘陵上の最高地点に位置する物見塚古墳（大熊2002）は、5世紀前半の造り出しをもつ、径40m造出部12m（前長52m）の円墳であり埴輪を樹立した痕跡が認められない。物見塚古墳の築造年代は、出土した土器が「和泉式」であり、その推定年代には研究者により多少の年代的な振幅があるものの、概ね5世紀前半に比定することができるであろう。なお、試掘調査においては埴輪が全く検出されていないところから、児玉地域に埴輪が普及する以前の古墳であることが明らかとなり、5世紀中葉の直径約60mの円墳である生野山將軍塚古墳に先行する首長墓であることが確認された。また、物見塚古墳の築造後、5世紀中葉に築造されたと考えられるこの生野山將軍塚古墳（柳田1964）や5世紀後半には径67mの円墳である金鑽神社古墳（坂本1986）ある

いは径65mの円墳である公卿塚古墳（太田他1991）が相次いで築造され、ともに特徴的な格子目叩き調整の円筒埴輪を樹立している。

このようにこの地域では、いわゆる「古式古墳」が継的に造営されることもこの地域の開発を考える上で注目すべき点である。この地域では、古くから古墳の造営も継的に行われ、首長の系列の存在が推定される。これらの古墳は、他の地域等と緊密な交渉を推定し得るとはいえ、相対的に自立的な地域的な首長墓の系譜として捉えることができる。この時期においては、地域内での墳形による階層的表現は顕著ではない。今日までの調査によるならば、児玉郡地域における首長層が、5世紀代には典型的な前方後円墳を築造し得なかった可能性を窺うことができる。4世紀代に鷲山古墳という全長約60mの前方後方墳が築造された児玉郡地域において、5世紀代では典型的な前方後円墳が築造されなかったことは、何らかの政治的な背景が予想されるところである。

#### 古墳群の形成

その後、径32mを測る円墳である長沖157号墳（谷井他1991）のような一部に焼きむらの認められるようなB種ヨコ刷毛調整による埴輪を樹立する古墳が造営されるが、この古墳は長沖古墳群の区域から幾分離れて位置していることは注意しておくべきである。この地域においては、5世紀後半には長沖古墳群第14号墳（菅谷他1980）あるいは生野山古墳群第9号墳のような古墳群の一角に、黒斑のないB種ヨコ刷毛調整をもつ円筒埴輪が樹立された円墳の存在が知られており、この時期頃から、この地域の古墳群の造営が本格的に開始されるようであるが、古墳群ごとにその形成開始期に前後関係の認められることにも注意しておくべきであろう。また、この地域では、6世紀に入ると生野山銚子塚古墳、次いで生野山古墳群第16号墳や秋山諏訪山古墳（坂本他1990）、あるいは長沖古墳群第32号墳（大熊他2006）のような前方後円墳が相次いで築造されている。なお、丘陵の南側斜面を中心に生野山古墳群や塚本山古墳群、あるいは長沖古墳群等の多くの中小規模の古墳が次々と築造され、これらの古墳群は小山川に沿って点列状に分布している。このように、この時期以降、このような古墳群内での墳形による階層的表現が顕著となることに注目しておくべきであろう（註3）。ともあれ、長沖古墳群の形成については、このようなこの地域の推移の中で位置づけられなければならないのであろう。

#### b. 長沖古墳群の墓域の設定

長沖古墳群の墓域としての設定について考える上では、古墳群域に相当する土地の古墳群域の設定以前の景観を想定しておく必要がある。長沖古墳群の古墳の墳丘下に残されている旧表土層は、しばしば漆黒の黒色土であるところから、古墳造営以前には古墳群の区域はこの黒色土層に覆われた土地であったと考えることができる。また、古墳周堀の覆土も、しばしばこの旧表土層に類似する漆黒の黒色土によって構成されており、古墳が造営された以降においても古墳の周辺には漆黒の旧表土に覆われている区域が広がっていたものと考えてよいであろう。

#### 黒色土の堆積

今日われわれが目にする表土層は、ふつう何らかの耕作を受けており、黒色土層を認めることはできないが、このような漆黒の黒色土は、この地域で検出される弥生時代後期の住居跡の覆土や古墳時代前期の住居跡の覆土にしばしば認められるものである。また、埋没谷を埋める土層にも顕著に堆積を認めることができるものである。このような黒色の土壌は、有機分に富んだ土壌であると考えられるものであり、畑地としての開墾によるロー



ム土の混入の乏しい腐植土主体の構成であると考えられることができるであろう。言い換えるならば、弥生時代や古墳時代前期に集落が設営される頃にはしばしば集落周辺に分布していた土層と考えることが可能であり、この地域では未開墾の土地に形成された腐植土主体の土壌であると推定することができる。

#### 古墳群の土地

なお、これらの古墳群と同時代の古墳時代後期の住居跡の覆土が、しばしば褐色土を主体とする状況と比較すると対照的であるといつてよいであろう。古墳時代後期においては、集落域の周辺は開墾が進行しており、住居跡周辺の土壌はすでに一定の耕作を受けていたことを窺わせるものである。言い換えると、後期古墳の墳丘下に見られるような旧表土の状態からは、古墳群の設営時には、これらの土地が比較的開墾の及ばない山林原野であったことを想起させるものである。古墳時代中期以降、長沖古墳群の位置する丘陵部北東の丘陵部には相次いで集落が設営されていることが確認されているが、古墳群域においては古墳時代前期の小規模な集落跡が確認されているに過ぎない状況であることに注意しておきたい。ちなみに、小山川右岸に位置する広木大町古墳群は、小山川の氾濫原に相当しており、生野山古墳群や塚本山古墳群は第三紀の残丘上に位置しており、水田を臨む区域や古墳時代後期における第一次的な耕地と推定される区域からは離れていることに注目しておくべきであろう。

#### 古墳群の設定

ともあれ長沖古墳群の区域は、古墳時代においては集落の分布が稀薄な比較的開墾の進んでいなかった土地に、群集する以前の初期に築造された古墳が一定の距離を持ちながら造営されていたことを想起させるものである。長沖古墳群を構成する古墳の築造時期を見ると、一定区域に古い古墳が群在するのではなく、古い時期の古墳が散在する傾向を読み取ることができる。またこれと同時に、複数基の古墳が密集するように接続して築造されている区域がある一方で、古墳の認められない区域が存在している状況も確認することができる。言い換えると、古墳群の小支群を構成する古墳の系列ごとに一定の空間が占められていると推定しうるところから、古墳群の設営の時点で小支群ごとに一定の土地が割り当てられていたことを想起させるものである。その一定の区域内に、次々とその系列に属する古墳が造墓されていった姿が、今日の古墳群として古墳が群集している姿なのであろう。つまり、これらの土地は墓域としての古墳群域の設定に伴って、古墳造営主体の系列によって排他的に占有する土地として位置づけられていると考えてよい。

#### 墓域の割当

このように長沖古墳群の形成は、古墳群域の設置当時に比較的開発の進んでいなかった区域、言い換えれば当時の共同用益地としての山林原野の一角を分割し、古墳の系列に見られるような単位的な集団にこれらの土地を割り当てることによって形成されたことが予想されるのである。この土地の割り当てに沿って古墳が継続的に造墓されていることは、古墳群設営時に、ある社会的な集団が政治的に編制され、その関係性が少なくとも造墓が続けられていた期間は継続されていたことを推定させるものである。また、古墳群域は次々と外部に拡大するような構成を採っておらず、その区域が限定されていることを想起するならば、この土地の割り当てを行う主体は、小支群を構成する集団や支群を構成する集団より上位の機構の存在が推定されるが、古墳群全体を構成する集団より大きな上位の政治的な関係性の存在を窺わせるものである。共同用益地の一角の土地を、古墳の造営主体に見られるような集団に分割し割り当てる方式に注目しておくべきであろう。

ともあれ、それぞれの古墳造営主体としての社会的な集団が政治的に編制されたことの

内実は明らかではないが、おそらくこの時期は、先に見たように古墳にB種ヨコ刷毛調整をもつ円筒埴輪が樹立される時期に相当している可能性がある。このような類似性をもつ円筒埴輪の樹立は、それ以前の古墳に埴輪の樹立が一般的ではない状態や、地域性の強い格子目叩きをもつ円筒埴輪とは一線を画する、全国的に斉一的な製作法であることに注意すべきであり、これ以降古墳の築造が盛行することを考えるならば、この時期に古墳造営のひとつの画期があったことを窺わせるものである。しかし、この時期には、石室の形態にも未だ変異が大きいことにも注意が必要であろう。

## 2. 古墳石室用材と河川敷の用益権

### a. 長沖古墳群における河川の用益権

長沖古墳群を構成する古墳の多くは、その主体部に横穴式石室を採用している。このような横穴式石室の採用に伴って、石材の確保という新たな用益権が出現する。このことについては、古墳群設定の当初は必ずしも深刻な問題であったと考える必要はないが、石室の構築材としての石材の確保の問題は、その採取地である河川とその流域が限定されており、群集墳造営の盛行に伴って石材の採取は深刻な利害の対立となって現われる問題であると思われる。

#### 長沖古墳群の石材

具体的には、長沖古墳群（菅谷他1980他）においては横穴式石室の利用石材は、そのほとんどが三波川変成帯起源の絹雲母片岩を主体とする結晶片岩の河床礫によって構成されており、その採取地は小山川（旧身馴川）の河川敷であると推定することができる（註4）。長沖古墳群の横穴式石室の壁面は、しばしば結晶片岩に特徴的な偏平な棒状礫を主体に、やや大形の直方体状の石材を一部に用いることによって所謂「模様積み」が構成されている。言い換えると、これらの石室は、自然の河床礫のもつ形状や大きさを極めて選択的、目的的に利用することによって、持ち送り構造をもつ横穴式石室を構築しているといつてよいであろう。また、天井石や奥壁には、大形の偏平な石材を、棺床面には偏平な円礫を用いることが普通である。さらに、石室の控え積みには拳大以上の円礫が、後込めには砂礫というように、極めて多様な形状の石材や砂礫を石室の各部材として用いるものであり、決して大きな石材を中心に石室が構築されているわけではない。むしろ、結晶片岩に特徴的な石材の形状とその大きさによって区分され、石室の部位に応じて規格的に使い分けられているといつてよい。したがって、このような石材の形状や大きさの多様性は、小山川流域のある狭い範囲の河川敷でその全てを調達することは難しいといつてよいであろう。つまり、石室が小山川起源の結晶片岩によって構成されているとはいえ、石室を構築するためには、石材の形状や大きさの種類によって複数の採取地を必要としていたと考えるべきであろう。ちなみに、天井石や玄門等の一部には絹雲母片岩ではなく緑泥片岩の割石等が用いられる場合があり、小山川流域での産出が稀なところからその採取地については今後充分な検討が必要である。

#### 石材の採取

このように長沖古墳群の石室の構築法と石材の形状の選択や大きさの区分とは、緊密な相関を有し、河床にある天然の石材の形状と性質を意識的に利用する構築法が採用されている。小山川流域に位置する長沖古墳群（菅谷他1980他）や、児玉下町・大久保古墳群、生野山古墳群（菅谷他1973）、塚本山古墳群（増田他1977）の各古墳群をはじめ、小山川右岸に位置する秋山古墳群（田中1990）や、広木・大町古墳群（小淵他1980・長滝1992）が、

それぞれ小山川で採取されたと考えられる三波川系の結晶片岩類の河床礫を石室の構築材に用いており、その河床礫の採取地の用益・採取の場所を巡る利害の対立があることを予想させるものである。したがって、各形状の石材の産出区域の石材採取権は、古墳が頻繁に構築されるようになる古墳時代後期においては、各古墳群間や造営主体間でその採取にかかる確執が生じることが予想される。したがって、次々と古墳が築造される背景には、相互の競合が起こらないように調整され制限される何らかの規制の存在を想定しておかなければならないであろう。石材の採取権の調整機能は、各小支群間や古墳群間で果たし得る部分もあろうが、河川敷の用益権は在地首長の統轄のもとに調整されていたものとも考えることもできる。少なくとも、石室を構成する石材の組み合わせからは、小山川（旧身馴川）の特定の区域を古墳群ごとに分割して占取するような状況を想定することは難しく、河川敷自体がある種の共同用益地として位置づけられるべきものであったと考えてよいであろう。つまり、後期古墳の石室の構築にかかる石材の確保については、このことは、灌漑にかかる水系を異にすることは異なった水準の、共同用益権の調停の機構の存在を想起させるものである（註5）。

**小山川の用益権**      ともあれ、小山川流域に沿った区域の石室の構築石材の確保は、三波川系の結晶片岩の河床礫を基本的に用いており、さらにそれぞれの古墳群の区域が、基本的に小山川（旧身馴川）に沿って帯状に展開していることから、石室の構築材としての石材の確保と運搬が古墳造営上のひとつの大きな問題であったことを表わしている。つまり、古墳造営に用いる石材の確保の問題は、その採取地が限定されているため、ひとつ労働力の確保の問題に還元することはできず、河床礫の採取に先立ってその採取権が他に認知されている必要を有していることを示唆している。つまり、小山川における用益は、伝統的な用益に加え、石材の確保のために、灌漑用水の系統を超えて、この地域の伝統的な「共同体」とは別に出現した極めて重要な用益地であったと考えることのできるものである。ともあれ、河川敷の用益については、後の児玉郡・那珂郡という郡域を越える共同性と利害の対立を予想することができることにも注意しておく必要がある。

#### b. 烏川の旧流路と石室の構築石材

**利根川の流路**      児玉郡地域における小山川流域以外の古墳群の石室構築にかかる石材から、用材採取の用益圏を推定し、その古墳群の用益地について考えてみたい。なお、河床礫を中心とする石材の採取を考える上では、河川の流路変更には注意しておく必要がある。今日の本庄市付近の利根川の流路は、古くは烏川の流路であったことは夙に知られており、今日の群馬県玉村五料より下流の利根川については「烏利根」とも呼称されており、現在でも一部にその呼称が残されている。利根川は、天文年間の洪水以前は広瀬川の流路を流れており、この16世紀前半以降に現在の流路へと変化したものである。また現在、利根川右岸に位置する「杉山、新井、都島、山王堂、沼和田、仁手」等の村々は、17世紀前半の寛永年中の洪水で流路が変わり上野国那波郡から武蔵国へ編入されたことが知られている。また、利根川が、12世紀以前においては現在の桃ノ木川流路を流下していたと推定されており、現在より下流部で烏川と合流したことが知られている（澤口2000他）。したがって、古墳時代においては烏川の流路が、旭・小島古墳群等が位置する神流川扇状地扇端部により接近していたことも想定すべきかも知れない。

## 烏川の流路

この本庄市域の烏川低地（妻沼低地）には、乱流を示す河道跡が認められており、その旧河道の痕跡を幾筋も確認することができる（註6）。このうち元小山川も現在段丘崖下の湧水を集めて流下する小河川であるが、現在の元小山川にはこの段丘崖下を開析し河道を形成しえるだけの水源がなく、烏川の古い流路のひとつであったと考えることができる。外尾常人氏は、この本庄市小島から若泉の崖線に接するような烏川の旧流路について、古墳時代に遡る流路と推定されている（外尾2003）。しかし、この崖線上に位置する旭小島古墳群等の分布から考えると、その生活域や生産基盤をこの低地帯に求めるならば、この現在の元小山川に近い流路より幾分北側の流路も想定する必要があるものと思われる。今日、この崖線下の低地域の調査は十分に実施されておらず今後の課題であるといつてよいであろう。ともあれ、古墳時代の利根川は、今日の本庄市域より下流で烏川と合流していたと考えられるところから、石室等の構築材としての河床礫の採取の問題等を考える上では、これらの烏川や利根川あるいは桃ノ木川等の河川の流路の変化についても注意しておくべきである。

## 旭・小島古墳群の石材

旭・小島古墳群内に位置する御手長山古墳では、横穴式石室の構築材は一部に緑泥片岩の小片が検出されているとはいえ、壁面の構築材には榛名山起源の比較的大形の軽石質の角閃石安山岩が用いられている。なお、葺石には角閃石安山岩や結晶片岩を一部に用いるが他は、「河原石」であるとされている。報文中では、尾崎喜左雄博士らの先行研究を踏まえ利根川流域からもたらされたものであることを追認されている（長谷川他1978）。しかし、今日的には利根川の流路の変更や石室を構成する他の石材の問題を含めて再検討する必要がある。なお、石材を分析された本間岳史氏によって、「河原石」は閃緑岩、硬砂岩、砂岩、石英塊等の硬質な亜円礫であることが確認されている。ちなみに、これらの河床礫は、烏川流域においても採取しえる石材である。

旭・小島古墳群においては、榛名山爆裂以前の5世紀後半に比定される万年寺八幡山古墳で緑泥片岩の「石棺」が検出されている（松本他2006）。また、6世紀末に比定される蚕影山古墳（太田他2005）では葺石に「河原石」が用いられているが、結晶片岩を主体とするものではなく烏川起源の石材が用いられているものと推定される。なお、6世紀末葉の前の山古墳では、主体部玄室の壁面に角閃石安山岩の加工材の「細長い川原石」が用いられており、羨道後部の閉塞石には緑泥片岩の板石が使用されていたようである（太田2001）。また、堂場1号墳「拳大から人頭大の河原石」が、堂場2号墳、8号墳では角閃石安山岩が用いられたことが推定され、堂場4号墳では角閃石安山岩、羨門部には緑泥片岩の板石が用いられている（佐藤他1988）。三田支群11号墳では、部分的に角閃石安山岩を用いているが、「他はすべてある程度一定した大きさの礫」である。三田支群13号墳・6号墳では角閃石安山岩が、玄門では片岩板石が、三田支群14号墳では角閃石安山岩と「河原礫」が用いられている（増田1989）。

## 角閃石安山岩の利用

旭・小島古墳群と同様に神川扇状地扇端部に位置する塚合古墳群では、塚合41号墳で角閃石安山岩の横穴式石室・玄門付近に「水成岩」と緑泥片岩、棺床面には「河原石の小礫」。塚合42号墳・43号墳では、角閃石安山岩が用いられている（菅谷1969）。また、御堂坂古墳群1号墳では角閃石安山岩（松本他2002）が、東五十子古墳群では、石室は確認されていないが、面取りされた角閃石安山岩が検出されており、角閃石安山岩が用いられた石室のあったことが窺われる（太田2002）。なお、小山川に沿った丘陵部に位置する塚本山古

墳群では、石室の多くが小山川起源の結晶片岩を用いるものであるが、一部の古墳においては角閃石安山岩が用いられていることにも注意しておくべきであろう。

### 3. 児玉郡における古墳群の用益圏

#### a. 石材の採取からみた小地域圏

長沖古墳群をはじめとする小山川流域の古墳の築造にかかる石材は、小山川で採取することのできる結晶片岩によって築造されており、玄門や天井石等の一部に緑泥片岩の割石を用いていることが知られている。これに対して、すでに見たように旭・小島古墳群をはじめとする神流川扇状地の扇端部を構成する深谷断層に沿った崖線上に位置する古墳群では、横穴式石室の構築材に角閃石安山岩の使用が顕著であり、一部には緑泥片岩の板石が用いられているようである。また、小山川流域でも下流に位置する塚本山古墳群や東五十子古墳群では、石室の構築材は一部に角閃石安山岩が用いられるものの、ほとんどの構築材が結晶片岩系の石材であると考えてよいであろう。しかし、角閃石安山岩等の石材の採取地については、古墳群ごとの厳密な割り当てを見出すことは難しい。また、角閃石安山岩が、古墳築造にかかる主体的な石材とはならず古墳群の一部にのみ用いられている現象については、何らかの採取にかかる背景を想起すべきなのかもしれない。なお、緑泥片岩については、小山川流域での産出は極めて稀であり、今後一定規模の露頭が発見されるならばそこから採取された可能性も検討すべきではあるが、今日的には荒川流域あるいは神流川流域からの搬入も想定しておかなければならないであろう。

#### 烏川の石材

ともあれ、ここで旭・小島古墳群の古墳に用いられた石材には、安山岩をはじめとする火成岩とともに、しばしば秩父中生層起源と思われるチャートや硬砂岩等の堆積岩が石材として利用されていることに注目しておきたい。これらの石材のうちチャートは、鐮川流域や神流川流域の河床においても一般的に認められるものであるところから、おそらくこれらの河川が合流する烏川から採取されたものと考えられるであろう（註7）。また、硬砂岩は鐮川下流域においては極めて稀な石材であるところから、おそらく神流川流域起源のものと考えてよいであろう。ちなみに、旭・小島古墳群が古墳時代においては烏川流域に位置していると考えられるならば、角閃石安山岩が採取されたとされる利根川流域における石材採取にかかる用益権の問題についても考えておく必要がある。角閃石安山岩使用の古墳の石室の分布については、尾崎喜左雄博士をはじめ宮田裕紀枝氏（宮田1989）や澤口宏氏（澤口2000）等の分析がある。

ともあれ、烏川や利根川の河川敷における用益活動については、後の上武国境を挟んだ上毛野国側との利害関連が生じた可能性が高く、河川兩岸の相互の利害については何らかの用益にかかる慣行との調整が必要となっていると考えてよいであろう。これらの河川敷の用益には、共同性とともに利害の対立があり、相互の石材採取にかかわる確執についての何らかの調整が必要であろう。ともあれ、長沖古墳群をはじめとする小山川流域の河川敷にかかる石室の構築石材の採取という用益活動と、旭・小島古墳群をはじめとする烏川や利根川等の河川敷の採取用益活動には、異なった政治的な関係が生じていることが予想されるものである。

#### 角閃石安山岩の採取地

なお、旭・小島古墳群とともに、石室の構築材に角閃石安山岩を用いている佐波郡玉村町角淵に位置する角淵古墳群等は、利根川流域とするよりもむしろ烏川流域と考えるべき

である。また、高崎市上並榎町の稲荷塚古墳や高崎市根小谷の上石堂古墳等もまた烏川流域に位置すると考えることができるものである。したがって、角閃石安山岩を石室等の構築材に用いた古墳は、利根川流域を中心に分布するとはいえ、利根川の流域に限定されるものではなく、烏川流域においてもこの榛名山二ツ岳起源の浮石質の角閃石安山岩が採取しえた可能性を検討する必要があるだろう。この二ツ岳の軽石は、主として榛名山の東側に噴出したものと推定されるが、烏川も榛名山の南側を流下している河川であるところから、二ツ岳から噴出した角閃石安山岩の一部が烏川方面にもたらされた可能性を検討すべきである（註8）。したがって、二ツ岳第二軽石流（FPF-2）は、榛名山南東斜面の井野川水系に流下し、これが烏川にもたらされたという推定を積極的に評価すべきであろう。

#### 河川の用益権

また、これらの石材が利根川流域に限定されるものであるならば、石材採取にかかる古墳造営主体の利根川流域における用益権の問題と、その搬入の経路等を積極的に検討する必要があるが、石室における多量の使用から考えるならばこの想定には困難が伴うものと思われる。また、烏川における採取においても、異なった石材が併用される場合もしばしば認められるところから、必ずしも潤沢に採取しえたと考えることは難しく、採取にかかる利害の対立が生じる可能性があるところから、烏川水系の角閃石安山岩の採取については井野川－烏川水系の利害関係が生じていると考えるべきである。なお、烏川で角閃石安山岩が採取された場合においても、角閃石安山岩の五面調整を基礎とする石材の調整方式や石室の構築法は、利根川流域のものと共通しており、相互の石室構築技術の関連を窺うことができることから、自然的な要因を基礎としながらも何らかの政治的・社会的な相互の関連を想起すべきであろう。

ともあれ、長沖古墳群をはじめとする小山川の河川敷を中心とする用益範囲をもつ古墳群と、旭・小島古墳群をはじめとする烏川等の河川敷にかかる用益範囲をもつ古墳群とは、明瞭に異なった石材採取の用益区域に属している。このように、それぞれの河川が各々の古墳群の近傍に位置しているとはいえ、用益にかかる河川を異にしていることは、それぞれの流域の利害の対立や共同性を伴った異なった政治的な関係を有していると想定しておくべきであろう。

#### b. 古墳群形成の過程

長沖古墳群は、古代においては武蔵国のうち「児玉郡」に位置しているが、広木大町古墳群は那珂郡に属している区域に位置している。このように小山川が後の郡界となっている一方、それ以前の河川敷は相互の共同の用益地として位置づけられるものである。また、旭・小島古墳群は「加美郡」に相当しており、従来より「小嶋郷」にかかわる区域であると推定されているが、烏川は国界を挟んだ共同の用益形態が認められる。つまり、石室を構成する石材の採取は、後の国あるいは郡や郷という単位とは直接に関わるものではなく、これらの境界として位置づけられる比較的近傍の河川にかかる用益権に関わるものと考えてよいであろう。

#### 石室石材と構築法

しかし、たとえば角閃石安山岩による石室の構築と結晶片岩による構築では、その石材の用い方や構築法がかなり異なっていることにも注意が必要である。このように、石材によって石室の構築法が異なっているところから、石室の構築には石材に応じた造墓集団の差異があったことを想定すべきであろう。ちなみに、児玉郡美里町の横穴式石室において

は、諏訪林古墳（中沢他2001）をはじめ後海道3号墳（長滝他2003）等においても奥壁等に、しばしば第三紀に形成されたと考えられる泥岩質の「凝灰岩」の分厚い板状の割石が用いられ、石材の一部に調整した面を持ち一部に切り込みをもつものがあるなど、特徴的な技法が採用されていることにも注目しておきたい（註9）。また、神川町青柳古墳群では、結晶片岩による「模様積み」が一般的であるが、南塚原支群中には「凝灰岩」の切り石を用いた石室も認められるようである（田村2006）。

#### 政治的な過程

ともあれ、この地域では、安閑元年（534年）の所謂「武蔵国造の乱」に見られるように、政治的には6世紀前半にひとつの政治的な画期が想定されるが、古墳群の形成過程はこの年代に一致しておらずこれに先行するものであることは注目しておくべき点である。このように、これらの古墳築造にかかる画期としての古墳群域の設定に見られるような画期は、この地域の属人的な第一次的な編成にかかるものである可能性があらう。ともあれ、このような古墳群の形成には、すでに見たように墓域としての土地の恒久的で排他的な分割を前提にしており、かつ石室構築にかかる石材の確保にかかる河川敷の用益権の調整等の機構を前提としているものである。

なお、この地域においては大規模な前方後円墳は築造されず、6世紀に入ると比較的小規模な前方後円墳である生野山銚子塚古墳、生野山16号墳、秋山諏訪山古墳等が古墳群域から幾分離れた小高い地点に相次いで築造され、また長沖第32号墳（大熊他2006）や長沖第31号墳のように古墳群内にも次々と築造されることもまた注意しておくべき点である。しかし、このような現象の背景となる政治的な過程を捉えることは難しい。しかし、山崎上ノ南遺跡から宝亀二年銘の木簡が検出され、これによって児玉郡に「檜前部名代女」と「大伴国足」の二人の存在が新たに確認された（大熊1998）。このうち、「大伴国足」は「税長」であり、おそらく郡司層に連なる人物と推定することができるであらう。また、「檜前部」が設置されていたことを窺うことができる。なお、上野国分寺から緑野郡周辺で製作したと考えられる平瓦から「勾舎人」の線刻が検出されたところから、この地域では6世紀前半において緑野郡に屯倉が設置されるとともに「勾舎人」が、加美郡・児玉郡・那珂郡に「檜前舎人」や「檜前部」が相次いで設置され、近接する地域が相次いで政治的に編成された過程を窺うことができる（鈴木2000）。ともあれ、このような編成にも、先に見た在地の伝統的な地域圏が関係している可能性があらう（註10）。なお、森田悌氏は、緑野屯倉が設置され「勾舎人」が置かれた年代にもかかわらず安閑即位の年代を510年代に遡らせる見解を示されていることにも注目しておきたい（森田2006）。

#### 社会的な編成

ともあれ、この地域における「部」への編成の年代推定が正しいものであれば、在地社会の第一次的な編成にかかる古墳群の造営の開始と、これらの「部」による第二次的な編成の過程を想定しなければならないであらう。姓の賜与と部への編成が6世紀前半から中葉頃に盛行したものと考えるならば、群集墳の造営をヒト・ヤカ拉的な関係に基づくものとする石母田正氏の見解（石母田1976）は、今日においても参考となるべきものである。なお、長沖古墳群では、6世紀中葉以降、小規模な前方後円墳が相次いで築造され、地域内での墳形による階層的表現が認められる。この地域の前方後円墳の築造が、カバネの賜与や「部」の設置の時期に近いと推定されることから、相互の関係についても注意しておくべきであらう。

ともあれ、このような古墳群を墓域として設置し、その区域を分割しえた階層は、どの

区域に及ぶ権力をもった在地首長層であったのであろうか。ここで仮に、先に見た石室用材の確保の問題から考えるならば、国を跨ぐ河川敷の用益権を調停することのできる、後の郡域を超えた河川の両岸にも及ぶ、小山川流域の用益権に関与しえた階層であったことが想起しえるであろう。このように考えることが可能であるならば、大化前代における地域圏として坂本和俊氏（坂本1990・1991）によって今日の児玉郡域に榛澤郡を加えた区域が想定され、あるいは荒井秀規氏（荒井1998）によってこれに幡羅郡を加えた区域が想定されるなど、かつて“武蔵北部地域圏”（鈴木2000）と仮称した地域圏にかかわるものであると考えることも可能であろう。

## ま と め

本章では、長沖古墳群の形成過程について、その墓域としての土地の設定とその時期や環境の問題を中心に問題提起を行った。ここでは、開発に乏しい区域に古墳群が割り当てられたことを推定した。また、その設置の時期については、古墳にB種ヨコ刷毛調整をもつ円筒埴輪の樹立される時期の前後であることを想定した。それ以前においては古墳が単独で存在し、古墳群域の一角を構成する古墳とは見做すことは難しいものである。

### 今後の課題

また、本章では、後期古墳の石室等の構築材としての石材のもつ歴史的 성격について、河川敷の用益権にひきつけながら問題提起を行おうと試みた。長沖古墳群は、三波川系結晶片岩によってほとんどの古墳が築造されているのに対し、旭・小島古墳群では石室の構築材に榛名山二ツ岳起源の浮石質の角閃石安山岩を用いている特長があり、これらは河川敷の用益権にかかわる問題を内包していることを指摘した。また、葺石等では烏川流域から採取されたと考えられる石材も数多く用いられていることに注意したところである。しかし、本章ではこのような石室の構築材としての石材の構成や、河川単位や流域単位での主要礫種の組成や大きさ等について厳密に取り扱い得なかったところから、石材のもつ歴史的 성격にかかる問題提起にとどめた。これらの諸点については、今後のひとつの課題であると考えている。ともあれ、ふつう石室の構築材としての石材は、現地で処理されることが通例であるが、これらは人為的に選択され搬入された石材としての歴史性を帯びており、これらについての最低限の記録もまた必要なことである。また、これらの石材の記録についての方法についても今後の課題であると考えている（註11）。

また、石室の石材採取にかかる用益圏の問題から古墳造営についての政治的な背景についての問題提起もおこなった。ここでは、石材の採取が国を跨ぐ河川敷の用益権や、後の郡域を超えた河川両岸にも及び小山川流域の用益権に関与しえた階層であったことを想起したところであるが、政治的な編成過程への接近のためには各古墳の年代の比定をより厳密に行う必要がある。本章は、古墳群の造営にかかる土地と用材の用益権に関わる問題についての覚書であり、今後はそれぞれの課題について更に具体的に検討していく必要があるものと思われる。

（鈴木徳雄）



## 註

- (1) 長沖古墳群における、これまでの発掘調査をはじめとする考古学的な調査の経緯の概要については、(大熊2003)にやや詳しく触れられているので参照されたい。また、かつて金屋地区の開発の問題にかかわって、長沖古墳群の推移について概要を述べたところがある(鈴木1996)。
- (2) 前山1号墳については、従来より径35mの円墳であるとされている古墳であるが、坂本和俊氏は全長70mに近い前方後円墳であることを推定されている(坂本1990)。なお、平成17年度に本庄市教育委員会によって試掘調査が実施されている。
- (3) この地域では、7世紀後半以降においても小規模な円墳の造営が続けられたと考えられ、この時期には宮内古墳群(永井2005)や東小平中山1号墳等の従来の古墳群域から離れた“小古墳群”が新たに形成されることにも注目しておきたい。なお、古墳造営期を終えた後においても、しばらくは墓前祭祀が行われている。しかし、墓前祭祀は、奈良時代になると衰退に転じるが、平安時代になって再び復活の兆しを読み取ることができる。この古墳群域における墓前祭祀の復活についての歴史的な意義についてはかつて分析したところである(鈴木1985)。そこでは、共同用益地の分割占取にかかる威示行為と考えることができることを示した。
- (4) 長沖古墳群については小規模な発掘調査が数多く実施されているが、石室等の石材は絹雲母片岩を主体とする三波川系の結晶片岩による石材で構成されており、角閃石安山岩をはじめとする火成岩を用いた石室は確認されていない(菅谷他1980・恋河内1984・大谷他1999・大熊他2003・松澤2005他)。なお、所謂「模様積み」石室の石材の搬入等の問題については、田中広明氏が触れられている(田中1990)。また、永井智教氏も模様積み石室の構築にかかわって石材の使用法について検討されている(永井2005)。
- (5) 小山川(旧身馴川)右岸については、「児玉郡」ではなく「那珂郡」に相当する区域であると考えることができるが、ここでは郡制に先行する河川の用益の問題について考えるものであり、「児玉郡」に限定せず、これに関わる区域の河川敷等の用益地について考えるものである。
- (6) この本庄市域の烏川低地には河道が乱流しており、『本庄市史』通史編Ⅰにおいてもこれらの旧河道の存在に注目されている。しかし、具体的な検討については今後の課題であるとされており、本庄地域の歴史を考える上では極めて重要な点であると考えられるところから、今後は検討する機会を持つ必要があろう。
- (7) 鏑川と烏川の合流点付近に位置する高崎市木部の鏑川の川原における河床礫の石材の組成が、下仁田自然学校等によって調査されているので、ここに参考のために比率の高い順序で掲げておきたい(下仁田自然学校鏑川石の図鑑編集委員会2005)。  
<安山岩54%・チャート14.5%・結晶片岩10.5%・ひん岩4.5%・はんれい岩3.5%・緑色岩3.0%・流紋岩2.5%・閃緑岩2.5%・砂岩(古)2.0%・ホルンフェルス1.0%・凝灰角礫岩1.0%・凝灰岩0.5%・泥岩(古)0.5%>
- (8) 澤口宏氏も、古墳の石室構築石材としての角閃石安山岩を利根川系と烏川系に区分されており、本庄市域の古墳は烏川水系のものとして推定されている(澤口2000)。
- (9) 美里町における古墳や石室等については、長滝歳康、中沢良一の両氏に懇切なご教示を頂戴するとともに、見学や報告書の提供等のご便宜を図って頂いた。記して感謝いたします。
- (10) 児玉郡地域における古墳時代における政治的な過程については、地域社会の形成の視点から、(鈴木2000)でやや詳しく述べたところがあるので参照されたい。なお、この地域のウジ・カバネ等については、増田一裕氏(増田1991)によって一定の整理が行われている。今後は、これらを含めて具体的な考古学的な資料に基づいた再検討が必要となろう。
- (11) ただし、本章は、これらの古墳構築にかかる石材を「遺物」としてすべて回収し、無目的に保管すべきであるということを主張するものではない。しかし、人為的に選択され加工された石材としての一定の考古学的な取り扱いが必要であらう。

## 引用・参考文献

- 荒井 秀規 (1998) 『神奈川古代史素描』『考古論叢神奈川』第7集  
 大熊 季広 (1998) 『埼玉・山崎上ノ南遺跡B地点』『木簡研究』20  
 大熊 季広 (2002) 『物見塚古墳の墳形および墳丘規模確認調査』『児玉郡市文化財担当者会報』第2号  
 大熊 季広 (2004) 『長沖古墳群V－飯玉地区E地点の調査－』児玉町文化財調査報告書第38集  
 大熊 季広 他 (2002) 『長沖古墳群Ⅲ－村後地区・飯玉地区(C・D地点)－』児玉町文化財調査報告書第36集  
 大熊 季広 他 (2003) 『長沖古墳群Ⅳ－第42号墳の調査－』児玉町文化財調査報告書第37集  
 大熊 季広 他 (2006) 『長沖古墳群Ⅵ－第32号墳の調査－』本庄市埋蔵文化財調査報告書第2集  
 太田 博之 (2001) 『旭・小島古墳群－前の山古墳－』本庄市埋蔵文化財調査報告書第23集  
 太田 博之 (2002) 『東五十子・川原町』東五十子遺跡調査会  
 大谷 徹 他 (1999) 『長沖古墳群』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第224集  
 恋河内昭彦 (1984) 『児玉町長沖古墳群の第7次調査』『第17回遺跡発掘調査報告会発表要旨』埼玉考古学会ほか  
 恋河内昭彦 (1993) 『川越田遺跡Ⅱ』児玉町調査会報告第5集  
 恋河内昭彦 (2001) 『鷲山古墳の第2次墳形確認調査』『児玉郡市文化財担当者会報』第1号  
 小久保 徹 他 (1977) 『塚本山古墳群』埼玉県遺跡発掘調査報告書第10集  
 坂本 和俊 (1990) 『諏訪山古墳の墳丘についての検討』『秋山古墳群』児玉町史資料調査報告古代第2集  
 坂本 和俊 (1991) 『榛澤郡の成立前夜』『公開シンポジウム中宿遺跡を考える』北武蔵古代文化研究会  
 坂本 和俊 他 (1990) 『秋山古墳群』児玉町史資料調査報告 古代第2集  
 佐藤 好司 他 (1988) 『旭・小島古墳群発掘調査報告書Ⅰ－堂場1～9号墳－』本庄市埋蔵文化財調査報告第12集  
 澤口 宏 (2000) 『利根川東遷』上毛文庫 上毛新聞社  
 柴田 徹 (2004) 『利根川の流路変遷と関東造盆地運動について』『松戸市立博物館紀要』第11号  
 下仁田自然学校鑛川の石図鑑編集委員会 (2005) 『かぶら川石の図鑑』地学団体研究会  
 菅谷 浩之 (1984) 『北武蔵における古式古墳の成立』児玉町史資料報告古代第1集  
 菅谷 浩之 他 (1969) 『本庄市塚合古墳調査報告書』本庄市文化財調査報告第8集  
 菅谷 浩之 他 (1977) 『長沖古墳群－第2次発掘調査－』児玉町教育委員会  
 菅谷 浩之 他 (1979) 『長沖古墳群－第4次発掘調査－』児玉町教育委員会  
 菅谷 浩之 他 (1980) 『長沖古墳群』児玉町文化財調査報告書第1集  
 鈴木 徳雄 (1985) 『古代児玉郡における山野の問題』『橋ノ入遺跡Ⅰ』児玉町文化財調査報告書 第5集  
 鈴木 徳雄 (1996) 『金屋条里周辺の灌漑と開発』『東鹿沼・藤塚B1・児玉条里遺跡』児玉町文化財調査報告書第21集  
 鈴木 徳雄 (1996) 『古代北武蔵の開発と集落』『月刊文化財』11月号 No.398  
 鈴木 徳雄 (1997) 『古代北武蔵の土地利用と集落』『日本歴史』9月号第592号  
 鈴木 徳雄 (1998) 『児玉条里の形成と継続』『児玉条里遺跡－児玉北部地区－』児玉町文化財調査報告書第28集  
 鈴木 徳雄 (2000) 『児玉条里と地域社会の変化』『児玉条里遺跡－八幡山北田地区－』児玉町遺跡調査会報告書第9集  
 立石 盛詞 他 (1982) 『後張Ⅰ』埼玉県埋蔵文化財発掘調査事業団報告書第15集  
 立石 盛詞 他 (1983) 『後張Ⅱ』埼玉県埋蔵文化財発掘調査事業団報告書第26集  
 富田 和夫 他 (1981) 『立野南・八幡大神南・熊野大神南・今井遺跡群・一丁田・川越田・梅沢』埼玉県埋蔵文化財発掘調査事業団報告書第46集  
 外尾 常人 (2003) 『寺西遺跡周辺の景観復元』『寺西Ⅱ遺跡』上里町教育委員会  
 田中 広明 (1990) 『庚申塚古墳の横穴式石室』『秋山古墳群』児玉町史資料調査報告古代第2集  
 谷井 彪 他 (1991) 『長沖157号墳』『古墳詳細分布調査概要報告1』埼玉県教育委員会  
 永井 智則 他 (2005) 『脊戸谷遺跡－宮内古墳群の調査－』児玉町遺跡調査会報告書第19集  
 中沢 良一 他 (2001) 『諏訪林古墳・池下遺跡』美里町遺跡発掘調査報告書第12集  
 長滝 歳康 (1992) 『後山王遺跡』美里町遺跡調査会報告書第1集  
 長滝 歳康 他 (2003) 『白石古墳群Ⅱ』美里町遺跡発掘調査報告書第14集  
 長滝 歳康 他 (2004) 『広木大町古墳群第14号墳・川原遺跡』美里町遺跡調査会報告書第5集  
 長谷川 勇 (1978) 『御手長山古墳発掘調査報告書』本庄市埋蔵文化財調査報告書第1集  
 増田 一裕 (1989) 『旭・小島古墳群発掘調査報告書Ⅱ』本庄市埋蔵文化財調査報告書第13集  
 増田 一裕 (1991) 『児玉地方における古代氏族の動向について』『南大通り線内遺跡群発掘調査報告書』本庄市埋蔵文化財調査報告書第9集第3分冊  
 松澤 浩一 (2006) 『長沖古墳群金屋南地区B地点の調査』『児玉郡市文化財担当者会報』第6号  
 松本 完 他 (2002) 『市内遺跡発掘調査報告書－御堂坂第1号墳の調査－』本庄市埋蔵文化財調査報告第24集  
 森田 梯 (2006) 『古代史上の埼玉古墳群』『調査研究報告』第19集 埼玉県立さきたま資料館  
 柳田 敏司 (1964) 『埼玉県児玉郡生野山將軍塚古墳発掘調査概報』『上代文化』第34輯  
 下仁田自然学校鑛川の石図鑑編集委員会 (2005) 『かぶら川石の図鑑』地学団体研究会  
 本 庄 市 (1986) 『本庄市史』通史編Ⅰ 本庄市史編集室  
 宮田裕紀枝 他 (1989) 『板倉町史考古資料編』別巻9



# 図版 1



1. 長沖古墳群第61号墳と久保地区B地点調査前風景  
(南より)



2. 久保地区B地点調査区  
全景  
(南より)



3. 長沖古墳群第61号墳  
周堀  
(南より)

図版 2



1. 長沖古墳群第61号墳周堀  
土層断面  
(南より)



2. 久保地区B地点第1号井  
戸跡 SE-1  
(北より)



3. 久保地区B地点第1号溝  
SD-1  
(南西より)

図版 3



1. 久保地区B地点土壇  
SK-1・2・3・4・5・6  
(東より)

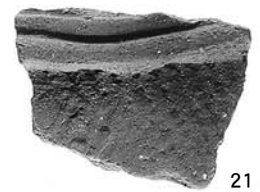
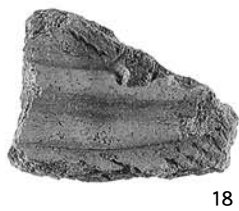
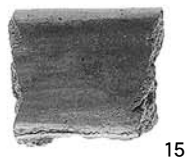
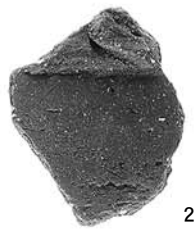


2. 久保地区B地点土壇  
SK-6  
(南より)



3. 久保地区B地点土壇  
SK-7・8  
(東より)

図版 4



久保地区B地点出土の縄紋土器(1)

図版 5



22



23



24



25



26



27



28



29



30



31



32



33



34



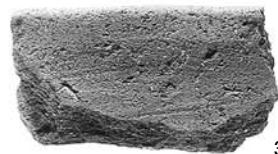
35



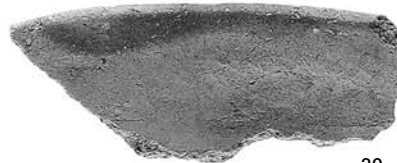
36



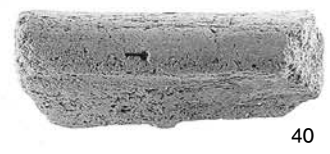
37



38



39

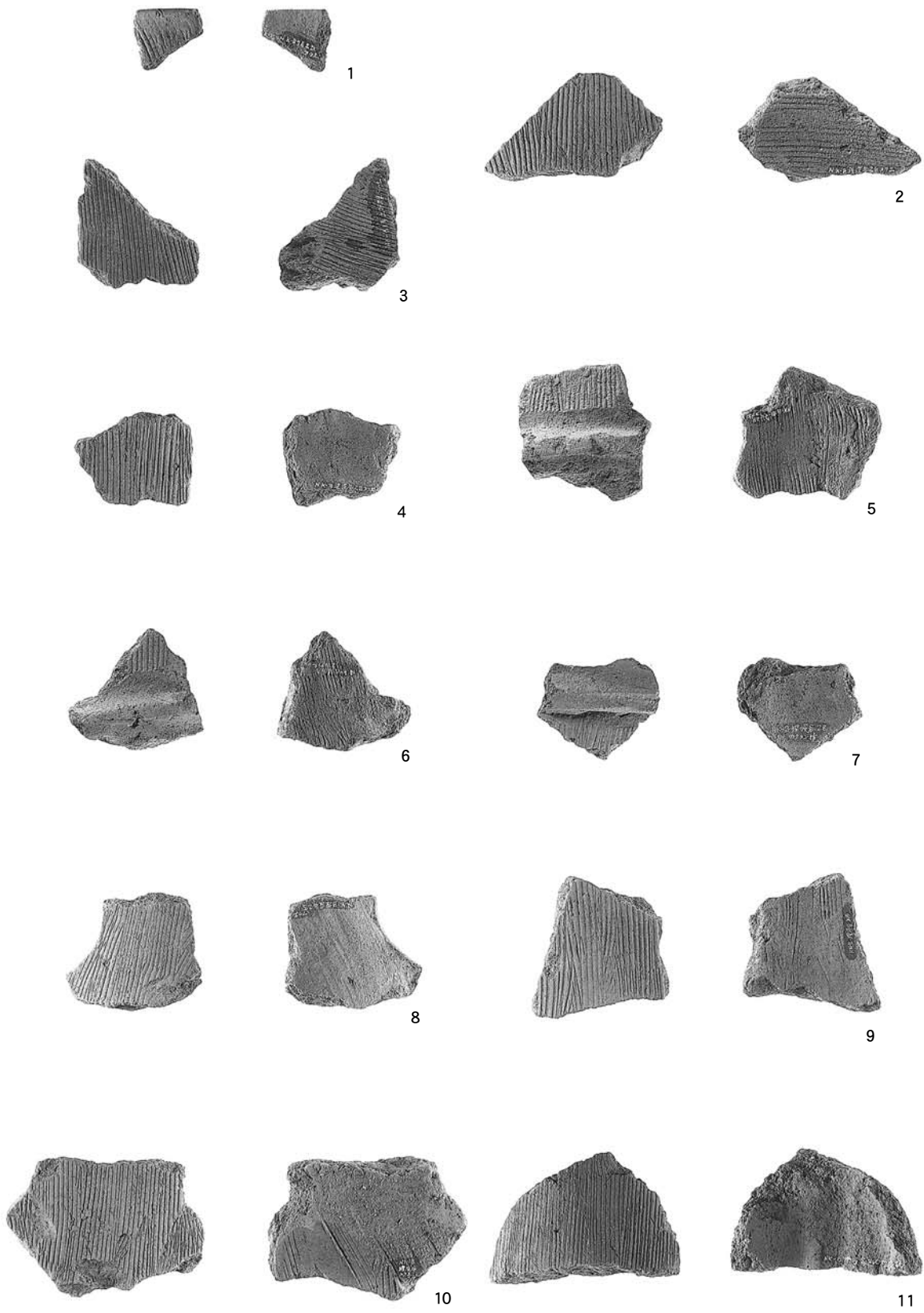


40

久保地区B地点出土の縄紋土器(2)

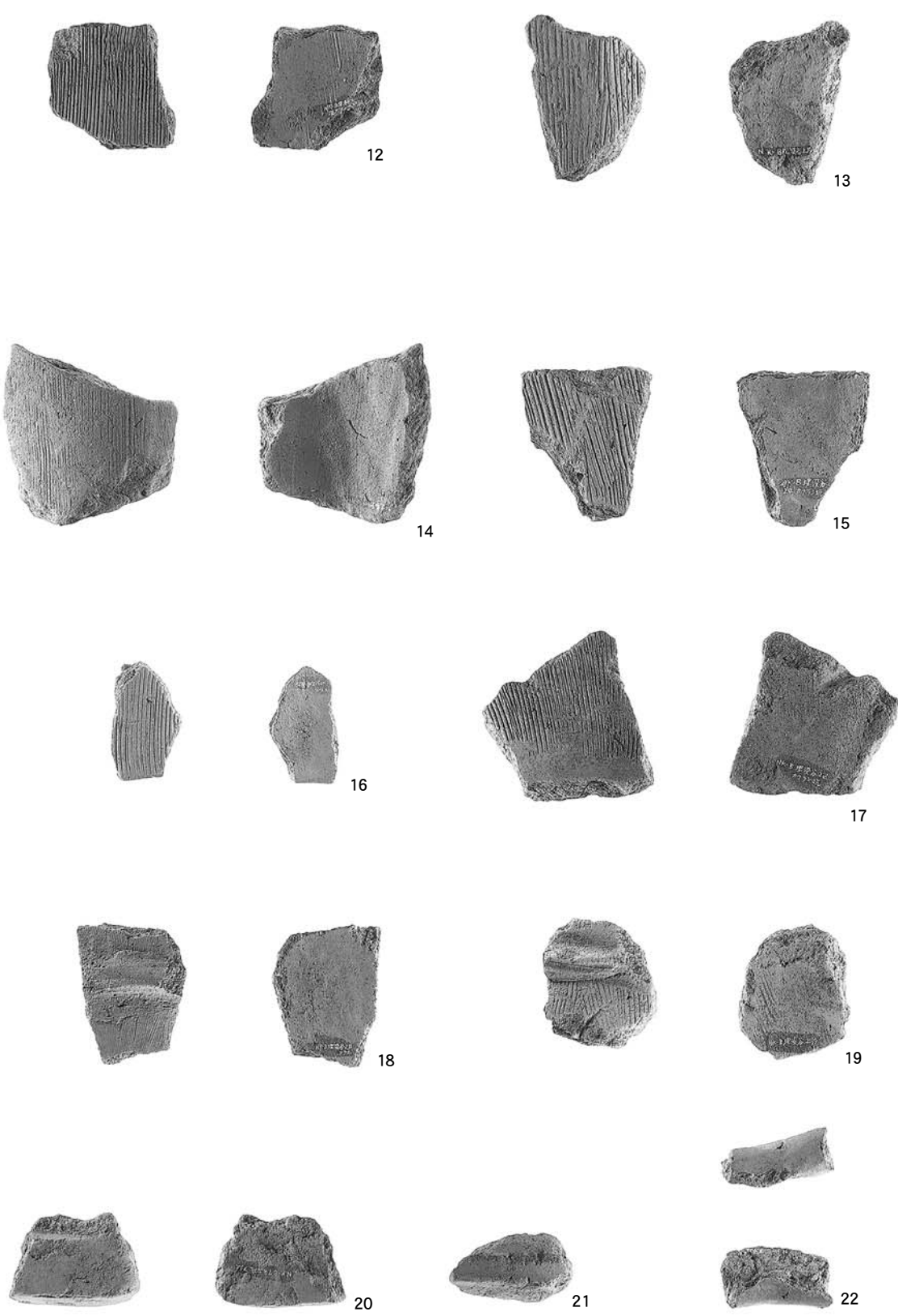


図版 6



久保地区 B 地点出土の埴輪(1)

図版 7



久保地区 B 地点出土の埴輪(2)

## 報告書抄録

フリガナ	ナガオキコフンゲン7							
書名	長沖古墳群VII							
副書名	久保地区B地点の調査							
シリーズ	本庄市遺跡調査会報告書					巻次	第14集	
編著者	鈴木徳雄・太田博之・尾内俊彦							
編集機関	本庄市遺跡調査会							
所在地	〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 TEL 0495-25-1185							
発行日	西暦2007年(平成19年)2月14日							
フリガナ 所収遺跡	フリガナ 所在地	コード		北緯 (° ' ")	東経 (° ' ")	調査期間	調査 面積	調査 原因
ナガオキコフンゲン 長沖古墳群	ホンジョウシコダマチヨウナガオキ 本庄市児玉町長沖 アザクボ 字久保292-2外	112119	54- 300	36°10'58"	139°07'43"	19900425 ~19900731	1100㎡	建売住 宅建設
所収遺跡	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
長沖古墳群	古墳	古墳 中世 近世	古墳周堀 竪穴状遺構ほか 土壌ほか	縄紋土器 埴輪他		長沖古墳群内の開発過程の 一端が明らかになった。		

---

本庄市遺跡調査会報告書第14集

**長 沖 古 墳 群 VII**

—久保地区B地点の調査—

---

平成19年2月14日 印刷

平成19年2月14日 発行

**発行／本 庄 市 遺 跡 調 査 会**

埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

(本庄市教育委員会文化財保護課内)

---

印刷／たつみ印刷株式会社